

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		09-02-01		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		保健師地区活動		部課名		健康部健康推進課		課長名		田久保			
				担当者名		高橋		内線		432			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-02-04		保健師地区活動									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 50（ 1975 ）年度		根拠		地域保健法（1-3, 6条）健康増進法（3-5, 7, 25条）							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01		青壮年期の健康増進							
目的		家庭訪問により地域に出向く他、面接相談や電話・文書連絡等、様々な地区活動を通して支援をすること とで、区民の生活の質や、健康レベルの向上を図る。また、関係機関との連携や、諸事業・地区組織活動 との連動により、区民の健康問題の解決を図る。											
対象者 等		一般区民											
内容		ライフサイクルや疾病等による個別の健康問題をもつ区民とその家族に対し、家庭訪問、面接相談、電 話相談や関係機関との連携により支援を行う。 地域の共通した健康問題に対しては、地域に出向いての地域団体・グループ等への支援や、普及啓発活 動を行う。 ・妊産婦から乳幼児への切れ目ない親子支援 ・精神保健に関する支援 ・生活習慣病予防及び重症化予防 ・高齢者の虐待対応 ・8050問題の対応 ・その他、区民の健康の保持増進に関すること											
経過		平成12年度 組織改正で保健と福祉を統合して保健福祉部が設置。 平成17年度 結核感染症担当保健師を専任とし健康危機に専門的対応をする体制を整備。 平成18年度 健康部として福祉部門と分離、精神保健福祉相談に関する事業と在宅難病患者支援事業、 重症心身障害者療養支援事業は障害者福祉課に移行し保健師を配置。 平成20年度 保健師・助産師が新生児の全数訪問し母親の産後メンタルの支援や児童虐待予防を強化。 平成28年度 福祉部から精神保健相談保健相談や講演会等が健康推進課に移管。区民の健康づくりと 保健相談の窓口は、健康推進課とした。 平成31年度 子育て世代包括支援センターの機能を整備し、出産・子育て応援事業開始。 令和 2年度 児相と子ども家庭支援センター両機能を持つ子ども家庭総合センターが開設され保健師配置。 令和 6年度 こども家庭センターへの移行に伴い、こども家庭部と健康部の両部に統括支援員を配置 し、一部サポートプランの作成を開始するとともに、連携支援を強化。											
必要性		健康問題や疾病を抱えた区民が主体的に問題を解決するには、保健師による家庭訪問、相談等の支援は 不可欠であり、福祉施策につなげる役割がある。また、個別支援から地域に共通する健康課題を抽出し、 地域団体や関係機関等との協働により、効率的に課題解決を図ることができる。											
実施 方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	家庭訪問			2, 020	2, 217	2, 279	2, 400	3, 000	回数			
	②	その他の地区活動			16, 618	13, 137	15, 168	16, 000	20, 000	回数			
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
推進		推進		地域への訪問等の活動を通して地域特性を把握し、区民との協働や関係 機関との連携により健康の保持・増進を進めるために欠かせない事業であ るため、推進する。									

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		273	275	301	284	269	328	326
決算額（6年度は見込み）		250	251	275	277	257	308	326
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	家庭訪問（延）	2,129	2,516	1,976	2,020	2,217	2,279	2,400
	その他の地区活動（延）	16,206	13,578	15,142	16,618	13,137	15,168	16,000
	（電話・面接・関係機関）							

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	訪問記録等用品	158	需用費	訪問記録等用品	149	需用費	訪問記録等用品	147
役務費	携帯電話使用料	99	役務費	携帯電話使用料	159	役務費	携帯電話使用料	179

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	25,958	35,477	9,519	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	257	308	51		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,735	2,316	581		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,950	▲ 38,101	▲ 10,151
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		27,950	38,101	10,151	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 27,950	▲ 38,101	▲ 10,151
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 27,950	▲ 38,101	▲ 10,151

供	物件費の内訳は、保健師の地区活動に必要な、訪問記録等用品、携帯電話使用料となっている。
---	---

問題点・課題	・母子保健分野におけるDVや貧困、虐待等対応困難事例に加えて、精神障害者支援の為にサービス利用につなぐ役割や、高齢者の困難事例も増加している。子ども家庭総合センターや地域包括支援センター等の多くの関係機関と連携し支援をする必要がある。 ・災害や大規模な感染症発生時には部の垣根を超えた保健活動の継続が求められ、自区の対応のみならず他自治体への派遣要請にも応ずる必要があり、判断力や関係機関との調整力を要する職員のスキルアップが必要である。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	伴走型相談支援の開始に伴い、母子の支援充実を図るとともに、精神の措置入院の退院支援の仕組み作りをする。	伴走型相談支援が開始になり、面談や訪問の未実施がないよう取り組んだ。また、退院支援についても各関係部署と検討している。	保健師の地区活動の充実や災害時の危機管理体制に備えて人材育成を行う。
②			虐待予防のため、特定妊婦等に対し、より早期に継続的に支援を行う。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	----------	---------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-02		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	健康づくり支援事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-06-01	健康づくり支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	健康増進法、地域保健法			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	健康寿命の延伸や早世の予防を目的に、区民自身が食生活や運動、飲酒、喫煙、歯と口の健康改善の知識・技術を得し予防行動をとることができるよう支援するとともに、良質な睡眠やストレス対処法などのこころの健康づくりの推進を行う。							
対象者等	主に青壮年期の区民							
内容	・ NO！メタボチャレンジャー事業：主体的に自分に適した健康づくりの方法を選択して生活習慣改善に継続して取り組むNO！メタボチャレンジャーを募集する。定員は40名とし、集合型の講座を4回実施。LINEマガジンでの情報提供を行い参加者をサポートする。チャレンジの経過をホームページ等で公表することで広く区民にPRし、身近なモデルとして区民の健康づくりへの関心を高め、啓発を図る。 ・ 健康づくり講座：生活習慣病予防やこころの健康づくりなどに取り組むきっかけづくりを目的に講座を実施する。 ・ どこでも健康教室・健康相談：地域組織・団体の依頼で区民の身近な場所に出向き、健康教室や健康相談を行う。 ・ 健康ポイントアプリ：様々な健康行動でポイントが貯まるアプリを導入する。働き盛り世代を含めた多様な層にアプローチするとともに、健康無関心層の健康づくりへの参画も促す。							
経過	1 平成20年度：NO！メタボチャレンジャー事業を開始。平成24年度に修了者による自主的団体が立ち上がり、平成25～30年度にコミュニティ活性化補助（10～30万円）。平成26年度に働き盛り世代に向けた健康情報誌をチャレンジャーと協働で作成し、区ホームページで閲覧可能にした。平成28年度から80人から100人に定員拡大。令和元年度から持続血糖モニター体験、学食deランチ、ポールウオークのポール貸出追加。令和2年度は、新型コロナ拡大防止のためオンライン開催。令和3年度は新型コロナ防止で休止。令和4年度は、オンラインと対面のハイブリッドで開催。 2 健康づくり講座：平成19年度から子育て世代や働き盛り世代対象の講座を実施。平成28年度の組織改正に伴い、全ての世代を対象に実施。令和2～4年度は新型コロナ感染症拡大防止のため休止。 3 どこでも健康教室・健康相談：平成15年度から地域組織や区民、学校などに出向いて実施。							
必要性	働き盛り世代の生活習慣改善と適正体重の獲得、メタボリック症候群やがんの予防、メンタルヘルス等々は、青壮年期の早世の減少と健康寿命延伸の効果が見られている。また、健康格差の是正の観点から、講座受講料は無料とする。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） グループダイナミックスを活用した健康づくりプログラム事業、自主グループ育成、健康講座・講演会、地域に出向いて行う健康教育・健康相談等							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	メタボの割合〔男性〕（％）	53.5	52.5	51.1	52.3	52.1	特定健診（問診票）
	②	メタボの割合〔女性〕（％）	18.7	18.8	19.2	18.6	18.4	特定健診（問診票）
③	運動習慣のある人の割合〔男性〕（％）	41.7	42.7	43.6	43.8	44.0	特定健診（問診票）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		早世予防と健康寿命の延伸という重要課題を解決するための事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼等	131	報償費	講師謝礼等	270	報償費	講師謝礼	795
需用費	パンフレット・書籍等	140	需用費	パンフレット・書籍等	293	需用費	パンフレット・書籍等	912
役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	26	役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	20	役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	77
使用料等	スポーツセンター利用回数券	27	使用料等	会場使用料	35	委託料	健康アプリ導入運用委託	20,286
						使用料等	会場使用料	188

備考	物件費の主な内訳は、N0!メタボチャレンジャー等の消耗品に293千円。補助費等は、N0!メタボチャレンジャー等の講師謝礼に270千円となっている。物件費等が増加したのは、コロナで休止していた健康づくり講座を再開したため。
問題点・課題	区民の健康に関するリテラシーの向上を図る健康づくり講座や区報などの普及啓発について、その年のニーズや流れに合わせてテーマを選定し、実施する必要がある。N0!メタボチャレンジャー事業については、他機関との連携等も検討し、参加者拡大と質の向上を図る必要がある。健康アプリについては、健康無関心層を中心に楽しみながら生活習慣の改善につながるアプリの構築を目指す。継続使用を促すため、ポイント付与方法等、他課との連携も含め、区事業参加のインセンティブとして活用していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	講座をスポーツセンターで実施し、栄養講座は集合形式で実施及び個別栄養相談を勧奨し、食生活支援を強化する。			栄養講座の再開と個別栄養相談を勧奨し、食生活支援を強化した。プロダム修了者9割が体重(平均3kg)と体脂肪減、血圧も4割が改善。			荒川総合スポーツセンターとの連携を強化し、参加者拡大と事業の質向上を目指す。		
②							健康アプリを導入し、主に健康無関心層が、生活習慣を改善する動機付けと習慣化を支援する。		
③									
他 施 区 区 実 状 の 実	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成29年度 2月会議 健康づくりについて(健康ポイント制度) 平成30年度11月会議 区と区民との協働の観点から、健康格差に抗する自主グループづくりについて 平成30年度11月会議 健康長寿社会の構築を目指して 令和元年度 2月会議 健康ポイント制度の導入(学校・園への寄付) 令和5年度11月会議 健康ポイント制度の導入								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-03		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	あらかわ満点メニュー		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	伊藤		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-06-02		あらかわ満点メニュー					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	健康増進法7条 健康日本21（第3次）					
終期設定	● 有 ○ 無 令和 7（2025）年度	法令等	厚生労働省通知 平成27年9月9日付					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	生涯健康都市づくりの実現に向けて働き盛り世代の早世を減らすため、区内飲食店において健康に配慮された食事がとれるように、栄養成分表示事業、特定給食施設指導とあわせた食環境整備事業のひとつとして実施する。							
対象者等	区内在住・在勤者、区内飲食店等							
内容	・区内飲食店と女子栄養大学短期大学部及び区が連携し、お店の味を生かした健康に配慮したメニューの開発を行い、栄養成分表示を表記して提供している。 ・申請者に対し、基準を満たしたものを「あらかわ満点メニュー」、「おうちde満点」として認定する。例年、下半期から普及促進紙「まんてん」の発行、新メニュー販売記念キャンペーン、区ホームページ・YouTube・X（旧Twitter）・Facebookによる情報発信を実施。 ・あらかわ満点メニュー：栄養基準を満たした、1食で栄養バランスが整ったメニュー。 ・おうちde満点：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外食の機会が減少し中食の利用が増えていることに対応するため、令和2年度から新たに始めたテイクアウトメニュー。おうちなどで副菜を1～2品プラスしたり、前後の食事で調整して栄養バランス満点を目指す。							
経過	平成18年度 あらかわ満点メニュー事業開始 平成19年度 居酒屋をメニュー提供対象店に追加、レシピ集を発行 平成20年度 弁当・惣菜店をメニュー提供対象店に追加 平成24年度 地域ぐるみ健康づくり推進事業から独立 平成27年度 あらかわ満点メニュー10周年記念レシピ集発行 平成30年度 全メニューを「野菜たっぷり」等の機能性で分類してPR強化 令和 2年度 また、家庭での応用に向けたコラム「プロに学ぶコツ」を創設 食環境整備事業の一環として実施、おうちde満点（テイクアウトメニュー）の新設							
必要性	働き盛り世代の早世予防、フレイル予防策のために食環境整備に取り組む必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ①女子栄養大学短期大学部に委託（メニュー開発、栄養価計算、認定基準に向けてのメニュー改善） ②普及促進紙「まんてん」作成委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	健康的な食生活の実感度 (5段階評価)	3.48	3.41	3.41	3.62	3.62	幸福実感指標
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進		推進	生活習慣病の発症予防等、多様な栄養課題の解決に向けて、野菜が多く、塩分を抑えた食事である「あらかわ満点メニュー」等提供店の増加による食環境の整備が必要であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			5,291	5,613	5,586	5,710	5,544	5,002	5,048
決算額（6年度は見込み）			5,094	5,200	4,957	5,219	5,103	4,863	5,048
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	メニュー提供店（普及促進紙発行日時点）		53	47	50	51	51	51	54
	メニュー数（普及促進紙発行日時点）		118	94	102	103	106	100	98
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	コンサルタント謝礼	40	報償費	コンサルタント謝礼	39	報償費	コンサルタント謝礼	60	
需用費	消耗品費	510	需用費	消耗品費	633	需用費	消耗品費	733	
役務費	郵便料	5	役務費	郵便料	7	役務費	郵便料	20	
委託料	普及促進紙作成委託	4,129	委託料	普及促進紙作成委託	4,095	委託料	普及促進紙作成委託	4,235	
備品購入費	動画作成用パソコン	246	償還金利息等	都補助金返還金	89				
償還金利息等	都補助金返還金	173							

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	5,570	6,249	679	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,890	4,734	▲ 156		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,554	2,500	▲ 54
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	213	129	▲ 84		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	14	14	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,554	2,500	▲ 54	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	372	408	36	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,505	▲ 9,034	▲ 529	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	11,059	11,534	475	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,505	▲ 9,034	▲ 529	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,505	▲ 9,034	▲ 529		

備考	物件費はメニュー開発委託料、普及促進紙作成委託料、消耗品費等で構成され、補助費等はコンサルタント謝礼等で構成されている。
----	--

問題点・課題	区民の健康づくりを支援するために食環境整備の一環として推進している事業であるが、そのエッセンスを個人の食環境改善にも広げていく必要がある。その際には、当初に主な事業対象としていた働き盛り世代に加え若い世代から高齢者まで対象を拡大し、対象ごとの栄養課題に対応していかなければならない。それには、栄養成分表示や野菜、減塩、食物繊維等の情報発信をさらに強化し、健康の維持増進につなげる必要がある。また、さらなる食環境整備の充実のため、店舗数・メニュー数の増加が課題となる。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	あらかわ満点メニュー提供店の増加のために、積極的に、飲食店に対して事業参加を呼びかける。	新規店舗が5店舗加わり、新メニューが9メニュー開発された。	引き続き、あらかわ満点メニュー提供店の増加のために、積極的に新規店舗の募集の周知を行う。
②	SNSを活用した情報発信を積極的に行い、あらかわ満点メニューの認知率の向上を目指す。	X（旧Twitter）・Facebookで月1回の情報発信や全店舗の紹介、新規店舗・新メニュー紹介動画2本を配信した。	新たにLINEを活用して情報発信を行う。ショート動画を作成し、若年層への働きかけを強化する。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)			
	あらかわ満点メニューと同様に健康メニューの開発を実施している区は1区（葛飾区）。その他の実施区は、区の基準を満たした健康メニューの登録、栄養成分表示の推進、健康情報の提供等を行っている。			

議 決	令和5年度予算特別委員会 野菜及び食物繊維について
-----	---------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	受動喫煙防止・禁煙対策		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	伴場		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-06-03	受動喫煙防止・禁煙対策					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 3	（ 1991 ）	年度	根拠	健康増進法、東京都受動喫煙防止条例、荒川区			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	まちの環境美化条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	喫煙は、がん予防、生活習慣病予防、妊娠期からの健康づくり、肺炎予防、ニコチン依存症対策、歯と口の健康づくり等、多くの健康課題に対するハイリスク因子であるため、健康寿命延伸には必須の施策である。							
対象者等	区内在住・在勤者							
内容	従来から実施している禁煙対策に加え、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行（令和2年4月）を受け、各施設・事業所の管理権原者及び区民に対する法制度の普及啓発と法制度に則った適切な指導・助言を行う。 ・禁煙チャレンジ応援プラン：禁煙治療費にかかる費用の一部助成（年間定員80名、上限1万円） ・法・条例等の普及啓発：①区報、ホームページ、ポスター、ちらし等による普及啓発 ②受動喫煙と禁煙を動機づける啓発グッズの配布 ・法・条例等に基づく指導・助言：法制度に関する意見等に基づき施設管理者へ指導・助言を実施							
経過	1 平成3～17年度（財）がん予防センターで事業を実施 ①平成3～5年度、禁煙コンテスト②平成5年度、小・中学生向けに防煙教育用ビデオを作成、区内学校に配布及び一般頒布③平成5～17年度、禁煙教室④平成15年度、庁舎内完全分煙と受動喫煙対策 2 平成18年度 健康推進課で受動喫煙防止・禁煙対策を実施 ①平成18年度～禁煙チャレンジ応援プラン（100名）②平成19～28年度「リセット禁煙」冊子の貸出し③受動喫煙防止グッズによる普及啓発：ヤケン、ウエットティッシュ等④平成29年10月から電子申請による受付開始 3 令和2年3月 「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行（令和2年4月）に向け、区内全飲食店への周知啓発及び喫煙可能室設置施設届出書配布委託を実施（1,508店舗） 4 令和2年4月 法令の全面施行 5 令和3年2～3月 区内飲食店の店頭標識掲示義務の確認調査委託を実施（1,508店舗）							
必要性	全国の喫煙率は徐々に低下しているが、区は横ばいである。改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例が施行され、区においても、受動喫煙防止対策と禁煙支援を進めていく必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 様々な媒体による法令の周知、禁煙支援事業の案内							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	喫煙率〔男性〕（％）	25.9	25.6	25.9	25.5	25.0	特定健診（問診票）
	②	喫煙率〔女性〕（％）	11.7	11.8	11.6	11.5	10.0	特定健診（問診票）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進		推進	健康寿命の延伸への効果が高いとされていることから、事業を推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

- ・喫煙率の低下に向けて更なる周知・啓発の充実を図る必要がある。
- ・法令の対象となっていない敷地内屋外での喫煙から発生する「タバコの煙・におい」に対する苦情が多く、環境課等の関係部署と連携して対応する必要がある。
- ・女性の喫煙率が全国平均と比較して高く、女性の喫煙率低下に繋がる取組みが必要である。
- ・健康リスクを下げるために加熱式タバコに変える人が増えているが、加熱式タバコはがん、循環器病等様々なリスクがあることを周知し、喫煙に関するヘルスリテラシーを向上させる必要がある。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、受動喫煙に対する苦情などに、関係部署と連携して対応する。	法の趣旨に則り苦情対応を行い、一定の成果を得られた。また、集合住宅向けの受動喫煙防止ポスターを作成・配布し普及啓発を実施した。	引き続き、受動喫煙に対する苦情などに、関係部署と連携して対応する。また、受動喫煙防止グッズを作成し普及啓発を実施する。
②	引き続き、妊婦面接時の啓発で女性の喫煙率低下を図る。また、若者を中心に利用が進む加熱式タバコのリスクを啓発する。	妊婦面接時に喫煙の有無を確認し、喫煙による子どもへのリスクをお伝えするとともに、区の助成制度を紹介し、禁煙を勧奨した。	女性の喫煙率低下を目指すとともに、男性にも喫煙リスク等の啓発を行う。また、加熱式タバコのリスクも啓発する。
③			

議 会	平成29年度2月会議	受動喫煙防止対策を推進する店舗の奨励について
況 ()	平成30年度2月会議	荒川区受動喫煙防止条例の制定について

要旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-05		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康づくり普及啓発・環境整備事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-06-04	健康づくり普及啓発・環境整備事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	健康増進法、地域保健法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	区民一人一人が自分に適した方法で主体的に健康づくりを実践できることを目的として、運動、食生活、こころの健康づくりなどの健康情報の発信拠点として「健康週間」や「健康情報提供店」でのPRに努める。							
対象者等	区内在住・在勤者							
内容	- 健康週間（10月の第二月曜日・体育の日の前週の土曜日から9日間）①健康に関する講演会等を行い、健康づくりの普及啓発を図る。②健康週間中に実施される区のイベントや事業等の周知を図る。 - 健康情報提供 ①がん検診等の来所者や健康づくり事業参加者等に、メタボ予防や健康づくりについての情報提供を行うため、情報提供コーナーをがん予防・健康づくりセンター内に設置する。②区施設や民間の店舗等に健康情報提供コーナー設置の協力依頼をし、健康づくりに関するチラシ等を配布する。 - まちなかNO!メタボ測定 ①区内4か所に体組成計と血圧計を設置し、区民が日常的に健康づくりに取り組めるようにする。②健康づくりに関するチラシ等を設置し、健康情報提供も同時に行う。 - ウォーキングマップの配布 健康情報提供コーナーや保健事業の際に配布し、運動・身体活動を増加させ、健康づくりのための普及啓発を行う。							
経過	平成16年度 健康週間及びウォーキングイベント実施。 平成20年度 所内にて「NO!メタボ測定」を実施（平成23年度まで）。また区内拠点を設けて出張にて「NO!メタボ測定」を実施。 平成20年度 ウォーキングマップを作成し配布開始。平成27年度に健康アドバイザー付きのマップに改定。 平成22年度 がん予防・健康づくりセンター内に健康情報提供のコーナーを設けて、パンフレットやチラシを設置。 平成23年度 区内公共施設2か所。平成29年から4か所の「まちなかNO!メタボ測定コーナー」に変更。 平成24年度 区内店舗や図書館、社協等の協力を得て、健康情報を広く区民に配布する「健康情報提供店」を開始。（平成29年度から東京都ウォーキングマップ特設サイトに掲載） 令和元年度 ウォーキングマップでは、新コース追加し、「奥の細道てくてくすごろく」を掲載。 令和 4年度 ウォーキングマップを改訂。 令和 5年度 薬剤師会の協力を得て、薬局75店を健康情報提供店に追加。							
必要性	区民の健康増進及び、区内中小企業の健康経営を推進するために、健康づくりを進める環境を整えていくことは、一次予防には必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	健康情報提供店数（箇所）	28	29	104	103	120	健康推進課調べ
	②	健康情報提供店 配布数（枚）	25,263	27,790	25,979	26,000	30,000	健康推進課調べ
③	健康状態がよいと感じる人の割合（%）	46.0	42.7	44.2	48.5	51.9	GAH調査	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		早世予防と健康寿命の延伸に関する具体的で正しい健康知識を得ることは、区民の主体的な健康行動への基盤となる事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,182	1,940	1,151	1,030	1,437	925	1,577
決算額（6年度は見込み）		806	1,374	644	549	1,101	769	1,577
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	健康情報提供店数（箇所）	28	28	28	28	29	104	103
	健康情報提供店 配布数（枚）	26,751	24,226	23,026	25,263	27,790	25,979	30,000
	健康週間講演会開催数（回）	1	1	休止	休止	休止	1	1
	健康週間講演会参加者数（人）	90	40	休止	休止	休止	49	80

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	健康週間講師謝礼	0	報償費	健康週間講師謝礼	46	報償費	健康週間講師謝礼	121
需用費	健康情報提供消耗品等	1,101	需用費	健康情報提供消耗品等	723	需用費	健康情報提供消耗品等	1,265
使用料等	健康週間会場使用料	0	使用料等	健康週間会場使用料	0	委託料	健康情報提供店配布回収	159
						使用料等	健康週間会場使用料	32

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	5,988	6,547	559	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,101	723	▲ 378		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	247	0	▲ 247
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	46	46		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	247	0	▲ 247
		賞与・退職給与と引当金繰入額	400	427	27		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,242	▲ 7,743	▲ 501
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		7,489	7,743	254	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 7,242	▲ 7,743	▲ 501
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 7,242	▲ 7,743	▲ 501	

注	物件費について、隔年で作成しているウォーキングマップの印刷製本費がなかったため減となっている。
---	---

問題点	自分で健康に関する正しい情報を適切に取捨選択し、健康を決める力と言われるヘルスリテラシーの向上を目的に、地域で身近に健康情報などが入手できる「健康情報提供店」及び、荒川区の「健康週間」に合わせた普及啓発を全庁的に行うなど、健康づくりの環境整備をさらに推進していく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	三師会の協力を得て、健康情報提供店を拡大するとともに、SNS等を活用して区民への健康に関する普及啓発を強化する。	薬剤師会、歯科医師会の協力を得て、健康情報提供店を拡大し、区民への健康情報普及啓発を強化した。	令和5年度に健康情報提供店が拡大したため、薬剤師会に専用ラックを提供するなど情報提供の環境整備を行う。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 質 問 （ 要 旨 ）	平成28年度 2月会議	ウォーキングを取り入れた健康づくりについて
	平成28年度 11月会議	区民の健康づくりの推進について（健康寿命）
	平成29年度 2月会議	目の健康について
	平成31年度 6月会議	自然に歩きたくなる街づくりについて（健康づくり）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		09-02-06		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事																							
事務事業名		健康づくり体操事業		部課名		健康部健康推進課		課長名		田久保																									
				担当者名		関口		内線		432																									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-06-05		健康づくり体操事業																															
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																									
開始年度		平成 14（ 2002 ）年度		根拠法令等		介護保険法、地域保健法、健康増進法																													
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等																															
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画																											
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市																													
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																													
		施策		02		介護予防の推進																													
目的		区民に対し、健康づくりの具体策として荒川区健康づくり体操の普及を推進する。高齢者に対してはフレイル予防（身体・精神心理・社会的の3フレイル）を目的に荒川ころばん体操会場の運営を継続する。体操リーダー養成講座を行いフレイル予防について実践できる人材育成を行う。体操リーダーの主体的な地域活動と、安心安全な運営を支援する。																																	
対象者等		区民全般																																	
内容		・荒川区健康づくり体操 「荒川ころばん・せらばん体操」身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図り 転倒予防を目的とする、両体操を座位で行う「ちえあばん体操」、立位で行う簡易版ころばん体操「あらみん体操」がある。 ・体操会場の運営 区で養成した体操リーダーにより会場運営を行う。会場はふれあい館15館、さつき会館・生涯学習センター、男女平等推進センター・都立大学荒川キャンパスの合計19か所で実施する。1回1時間30分程度で、体操の他、リーダーによるレクリエーションやストレッチ等も実施する。 ・体操リーダー養成 体操会場を運営する体操リーダー養成とスキルアップ講座を行う。フレイル予防を中心とした学習の機会を提供し、会場や地域で健康づくりを実践できる人材育成を行う。 ・普及啓発 区主催イベント・CATV・依頼等の機会に荒川区健康づくり体操の効果と魅力を発信する。 ・令和3年度より開始した、理学療法士会場巡回は、コロナ中止後、体操がより効果的に行われるよう、リーダー、一般参加者にアドバイスを実施している。																																	
経過		<table><tr><td>平成14年度</td><td>区、区民及び都立大学の健康福祉学部の三者で荒川ころばん体操を開発</td></tr><tr><td>平成15年度</td><td>荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し区内の各会場で体操の普及活動を実施</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>全国転倒予防体操サミットを開催 平成19年度 ころばん体操キャラバン隊を結成</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>ころばん体操「ちえあばん」を開発 平成24年度 10周年記念事業を実施</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>組織改正で健康推進課へ事務移管、簡易版ころばん体操（あらみん体操）を開発</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>「あらみん体操PRし隊」結成 平成30年度 一部介護特別会計から一般会計に移行</td></tr><tr><td>令和 2年度</td><td>新型コロナウイルス感染症流行で一時休止、その後事前登録制で開催</td></tr><tr><td>令和 3年度</td><td>理学療法士が会場を巡回開始し、フレイル予防の健康教育及びリーダーのスキルアップを実施</td></tr><tr><td>令和 4年度</td><td>「ころばん情報局～絆～」の開催」「つながる通信」発行、LINEの活用</td></tr><tr><td>令和 5年度</td><td>リーダー養成講座を3年ぶりに開催、20周年記念事業実施、リサーチ視察団受け入れ</td></tr><tr><td>令和 5年度</td><td>参加者を自由参加制に変更、10月から都立大会会場を再開</td></tr></table>												平成14年度	区、区民及び都立大学の健康福祉学部の三者で荒川ころばん体操を開発	平成15年度	荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し区内の各会場で体操の普及活動を実施	平成18年度	全国転倒予防体操サミットを開催 平成19年度 ころばん体操キャラバン隊を結成	平成20年度	ころばん体操「ちえあばん」を開発 平成24年度 10周年記念事業を実施	平成28年度	組織改正で健康推進課へ事務移管、簡易版ころばん体操（あらみん体操）を開発	平成29年度	「あらみん体操PRし隊」結成 平成30年度 一部介護特別会計から一般会計に移行	令和 2年度	新型コロナウイルス感染症流行で一時休止、その後事前登録制で開催	令和 3年度	理学療法士が会場を巡回開始し、フレイル予防の健康教育及びリーダーのスキルアップを実施	令和 4年度	「ころばん情報局～絆～」の開催」「つながる通信」発行、LINEの活用	令和 5年度	リーダー養成講座を3年ぶりに開催、20周年記念事業実施、リサーチ視察団受け入れ	令和 5年度	参加者を自由参加制に変更、10月から都立大会会場を再開
平成14年度	区、区民及び都立大学の健康福祉学部の三者で荒川ころばん体操を開発																																		
平成15年度	荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し区内の各会場で体操の普及活動を実施																																		
平成18年度	全国転倒予防体操サミットを開催 平成19年度 ころばん体操キャラバン隊を結成																																		
平成20年度	ころばん体操「ちえあばん」を開発 平成24年度 10周年記念事業を実施																																		
平成28年度	組織改正で健康推進課へ事務移管、簡易版ころばん体操（あらみん体操）を開発																																		
平成29年度	「あらみん体操PRし隊」結成 平成30年度 一部介護特別会計から一般会計に移行																																		
令和 2年度	新型コロナウイルス感染症流行で一時休止、その後事前登録制で開催																																		
令和 3年度	理学療法士が会場を巡回開始し、フレイル予防の健康教育及びリーダーのスキルアップを実施																																		
令和 4年度	「ころばん情報局～絆～」の開催」「つながる通信」発行、LINEの活用																																		
令和 5年度	リーダー養成講座を3年ぶりに開催、20周年記念事業実施、リサーチ視察団受け入れ																																		
令和 5年度	参加者を自由参加制に変更、10月から都立大会会場を再開																																		
必要性		転倒による骨折で寝たきりや要介護状態となる割合は高く、集団で体操に取り組むことにより、参加者同士の交流ができ、閉じこもり予防にも繋がる。また、フレイル予防等、誰でもできる健康づくり体操として、年齢を限定せず普及していくことが必要である。																																	
実施方法		<table><tr><td colspan="2">（ 1直営 ）</td><td colspan="2">（ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）</td></tr><tr><td colspan="14">区は関係機関と連携し体操リーダーと会場参加者の見守りと活動支援を行い安心安全な会場運営を行う。リーダー養成講座と体操普及は多方面の手段により多くの区民に届く周知を行う。</td></tr></table>												（ 1直営 ）		（ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）		区は関係機関と連携し体操リーダーと会場参加者の見守りと活動支援を行い安心安全な会場運営を行う。リーダー養成講座と体操普及は多方面の手段により多くの区民に届く周知を行う。																	
（ 1直営 ）		（ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）																																	
区は関係機関と連携し体操リーダーと会場参加者の見守りと活動支援を行い安心安全な会場運営を行う。リーダー養成講座と体操普及は多方面の手段により多くの区民に届く周知を行う。																																			
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																											
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)																												
	①	転倒率（ころばん体操参加者）（%）	11.9	10.6	12.7	12.0	9.0	ころばん体操参加者より実態把握																											
	②	参加者数（実人員）	636	640	1,002	1,200	1,570	参加登録者、90人/年増を見込む																											
③	参加者数（延人員）	6,570	17,778	28,256	30,000	35,000	体操参加者、2000人/年増見込む																												
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																																
6年度		7年度																																	
推進		推進		健康づくり体操は、転倒予防をはじめとする個々の介護予防に効果があり、また、地域のコミュニティ形成の一翼を担い「通いの場」となっていることから事業を推進する。																															

(単位：千円)

備	物件費の内訳は、ころばん体操リーダー用ポロシャツ作成等の委託料、各体操用の消耗品費等である。補助費
考	等の内訳は、ころばん体操会場巡回理学療法士謝礼、健康づくり体操事業保険料となっている。

問題点・課題	・体操リーダーについて：体操開発後22年が経過し、リーダーの高齢化が進む一方、リーダー養成講座の受講者が少なく、新たなリーダーの確保が課題となっている、また、近年は高齢就業者数が増加していることから、今後の会場運営の見直しが必要である。 ・参加者について：会場の定員充足率に差がある。また、身近な地域でも実施できる環境整備として、自主会場の拡充と活動継続への支援も課題となっている。
--------	---

問題点・課題の改善策

其他	(实施 13 区 未实施 9 区 不明 0 区)
----	----------------------------

区の実 施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

平成21年一定	介護予防事業に男性が積極的に参加できる環境整備について
平成24年一定	介護予防の取り組みについて
平成26年度9月会議	ロコモティブシンドローム対策の普及啓発について
平成27年度6月会議	荒川ころばん体操の今後の取組について
平成27年度11月会議	介護予防への男性参加者の増加対策

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	女性の健康応援事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-07-01		女性の健康応援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	健康増進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	女性の生涯にわたっての健康づくりを推進する。特に、子育て世代や働き盛り世代の女性を対象に、健康相談及び、健康情報の提供を行うことにより、自らの健康を考える機会をつくり早世予防を図る。							
対象者等	主に青壮年期の女性							
内容	・乳幼児健診におけるがん予防の普及 ・啓発講演会の開催（女性の生涯を通じた健康、不妊・不育等妊娠にまつわる課題等）							
経過	平成19年度	3歳児健診時に行われていたすこやかママの骨密度測定を平成22年度より「子育てファミリー事業」から「女性の健康応援事業」に組替。						
	平成22年度	乳・子宮がん検診時に行われていた骨密度測定を「あらかわNO！ママ大作戦事業」から「女性の健康応援事業」へ組替。初めて子宮がん検診の対象になる20歳の女性に対して、検診をきっかけに自身の心身の健康管理を動機づけるパンフレットを送付（保健予防課）。						
	平成30年度	妊婦歯科健康診査事業開始。						
	令和元年度	妊娠届出時に面接で妊娠期から子育て期の女性の健康の相談支援を開始。						
	令和 2年度	感染症流行により妊娠期の面接を除き事業を休止。骨密度に関するリーフレットを配布。						
	令和 3年度	感染症流行を鑑み、骨密度測定等を終了、保健師活動での支援に移行。						
	令和 4年度	ユースヘルスケアの取り組みとして、13歳女子にHPVワクチン接種券の郵送に合わせてリーフレットを配布。						
	令和 5年度	フレコンセッションケアと頭痛の講演会を開催。						
必要性	生涯にわたって健康を保持増進し、QOLの向上を図ることができるよう、女性特有のライフサイクルに応じた適切な健康管理、生活習慣の獲得の支援が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	健康状態がよいと感じる人の割合（%）	46.0	42.7	44.2	44.6	45.0	GAH調査
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		推進	女性は生涯にわたって机変変化による健康への影響を受けやすく、近年「フレコンセッションケア」が注目されており、令和7年度開始される骨粗鬆症検診に併せて推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		4,528	4,643	4,588	778	421	393	319
決算額（6年度は見込み）		4,173	4,347	412	401	291	262	319
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	すこやかママの骨密度測定回数（回）	28	28	休止	-	-	-	-
	すこやかママの骨密度測定実施者数（人）	616	526	休止	-	-	-	-
	がん検診時の骨密度測定回数（回）	140	129	休止	-	-	-	-
	女性向けの講演会	-	-	-	-	-	30	50

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会講師謝礼	0	報償費	講演会講師謝礼	73	報償費	講演会講師謝礼	81
需用費	リーフレット購入	151	需用費	リーフレット購入	76	需用費	リーフレット購入	217
役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	1
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	20
償還金利子等	都補助金返還金	140	償還金利子等	都補助金返還金	113			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,114	833	▲ 281	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	151	76	▲ 75		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	188	60	▲ 128
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	140	187	47		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	188	60	▲ 128
		賞与・退職給与と引当金繰入額	74	54	▲ 20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,291	▲ 1,090	201	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		1,479	1,150	▲ 329	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,291	▲ 1,090	201
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,291	▲ 1,090	201

備考	物件費は普及啓発用の消耗品費等。補助費等は都補助金返還金と報償費となっている。5年度は講演会を実施したため補助費等は増加。
----	---

問題点	プレコンセプションケアの普及啓発の必要性があるが、区民への認知度と関心が低く、講演会を開催しても参加数が少ない。さらなる普及継発に取り組むとともに、各事業及び教育機関などの関係機関と連携し、女性の各世代の健康課題に沿った情報等を提供する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	保健師活動で、女性の健康支援を継続する。また、作成したリーフレットを関係機関に周知し、活用の拡大を図る。	女性の健康支援に関する講演会を実施したが、申込者が少なかったため、プレコンセプションケアの普及啓発を図る必要がある。	プレコンセプションケアの周知と更年期の講演会を開催する共に、令和7年度開始の骨粗しょう検診との連携を検討する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区）

況 議 （要 質 問 ）	令和2年度2月会議	女性の健康週間について
	令和3年度2月会議	女性の健康相談窓口・女性の生涯の健康について
	令和4年度6月会議	女性のユースヘルスケアについて
	令和6年度6月会議	すべての女性のためのトータルプラン（更年期障害を中心に）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療援助		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	東		内線	3901	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01		医療援助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 45	（ 1970 ）	年度	根拠	予防接種法、予防接種法施行令			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、医療費、医療手当、障害児養育年金または障害年金、死亡した場合は、埋葬料、死亡一時金を給付を行うことにより救済することを目的とする。							
対象者等	予防接種法による定期予防接種及び臨時接種を受けたことによる疾病が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣により認定され、その医療を受ける者等							
内容	予防接種法による救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 ・障害児養育年金：予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 ・障害年金：予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 ・死亡一時金（A類疾病、新型コロナワクチン）・遺族年金（B類疾病）・遺族一時金（B類疾病）：予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 ・葬祭料：予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 区が請求を受け付け、調査委員会を設置して必要な調査を行い、都を通じて国に進達する。 国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付対象となる。							
経過	・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 ・番号法の施行に伴い、各請求書の記載事項に個人番号が追加された。 ・令和元年度に、結核の予防接種（BCG）による健康被害疑い事例が発生し、予防接種健康被害調査委員会を初めて開催した。 ・令和3年度から、新型コロナワクチン接種に関する健康被害の申請があり、予防接種健康被害調査委員会を随時開催している。							
必要性	予防接種による健康被害の救済措置は法に基づく事務であり必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 健康被害による年金受給者（障害年金2級1人）に対して年4回口座振込により、年金を支給する。 健康被害認定者に対して、医療費・医療手当の申請の都度、口座振込により支給する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	支給件数	2	1	9	1	0	
	②	救済制度利用申請件数	2	7	2	1	0	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	法に基づくため継続して実施する事業であり、予防接種による健康被害の救済に直接関わるものである。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			4,228	4,311	4,813	4,816	4,754	51,183	48,937
決算額（6年度は見込み）			4,152	4,250	4,812	4,815	4,753	50,421	48,937
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	障害年金２級者		1	1	1	1	1	1	1
	医療費・医療手当		0	0	2	1	1	9	1
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	予防接種健康被害調査委員会謝礼	185	報償費	予防接種健康被害調査委員会謝礼	123	報償費	予防接種健康被害調査委員会謝礼	124	
扶助費	障害年金、医療手当	4,568	扶助費	死亡一時金、障害年金、医療手当	50,298	扶助費	死亡一時金、障害年金、医療手当	48,813	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	348	347	▲ 1	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	46,013	46,013
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,426	3,212	▲ 214
		扶助費	4,568	50,298	45,730		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	185	123	▲ 62		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,426	49,225	45,799
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	23	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,698	▲ 1,566	132
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	5,124	50,791	45,667		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,698	▲ 1,566	132
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,698	▲ 1,566	132			

備考	令和5年度の行政費用は、扶助費に障害年金の4,283千円に加え、新型コロナウイルスワクチンの健康被害に関する医療費等で46,015千円かかっている。行政収入は、新型コロナウイルスワクチンの健康被害に対する国庫負担金による収入と障害年金に対する都支出金で収入があった。
----	---

問題点	健康被害救済制度については、受付業務は区で実施するものの、給付についての審査は国が実施することから、審査基準をはじめ認定までに要する時間等、全般的に不透明な点が多いため、申請の受付にあたっては、きめ細やかな対応が必要となる。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	健康被害給付制度が煩雑で誤解が生じやすいため、給付額の算出や必要書類の準備について丁寧な案内を行う。	制度の概略を配付するとともに、申請者に直接説明することで申請者の理解促進に努めた。	給付認定が下りた事例から、給付まで要した時間と傾向を把握し、制度の理解つなげる。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	予防接種費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	青木、杉澤		内線	3901	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		---						
		01-01-02	予防接種費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	予防接種法、予防接種法施行令			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の発生及びまん延を予防するとともに、安全に予防接種が実施される体制を整える。							
対象者等	・ 定期予防接種：法令に基づいた年齢の者 ・ 任意予防接種：要綱に基づいた年齢の者							
内容	・ 定期予防接種：【A類疾病】ヒブ、小児用肺炎球菌（13価）、BCG、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、MR及び単抗原、水痘、B型肝炎、HPV（平成25年6月積極的勧奨差し控え）。風しん第5期を令和元年度から6か年の時限実施。令和2年10月ロタワクチン定期接種化。令和4年4月HPV積極的勧奨再開。令和6年4月五種混合（ヒブ＋四混）・小児用肺炎球菌（15価）定期接種化。【B類疾病】高齢者インフルエンザ（65歳以上、一部60歳以上）、高齢者肺炎球菌（65歳、一部60歳以上）。令和6年4月新型コロナ（65歳以上、一部60歳以上）臨時接種から定期接種化。 ・ 任意予防接種：おたふくかぜ、MR特別対策（定期未接種者）、BCG特別対策（定期未接種者）、風しん（19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者）の抗体検査及び予防接種（接種者及び既往歴者を除く）、小児インフルエンザ（6ヶ月以上就学前の特定の障がいや疾患がある児童）、带状疱疹（50歳以上の者）。令和6年4月小児インフルエンザ対象者の拡大、男子HPV助成開始。							
経過	・ 定期予防接種：予防接種法及び予防接種法施行令に基づく予防接種を実施（平成6年10月から義務接種から勧奨接種に変更） ・ 任意予防接種：平成21年度ヒブ、平成22年度おたふくかぜ・水痘、平成23年度小児用肺炎球菌・子宮頸がん・高齢者肺炎球菌助成開始。平成25年度19歳から49歳以下の区民に対し、風しん予防接種全額助成開始。平成26年度19歳以上の妊娠希望の女性等に対し、風しん抗体検査及び予防接種、麻しん風しん・BCG特別対策助成開始。（平成25年4月からヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん、平成26年10月から水痘・高齢者肺炎球菌が定期予防接種となった。）平成28年6～9月B型肝炎助成実施。（平成28年10月から定期予防接種となった。）平成28年度子どもの定期接種における里帰り等の償還払い制度開始。令和3年度骨髄移植等による免疫消失者向け再接種費用助成開始。令和4年度HPV償還払い（勧奨差し控えによる期限切れから再開までの間の接種分）制度、慢性疾患や障害のある小児に対する小児インフルエンザ費用助成開始。令和6年4月小児インフルエンザ対象者の拡大、男子HPV助成開始。							
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各種予防接種業務委託 （一社）荒川区医師会及び医師会非加入の区内協力医療機関に委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	麻しん風しん（第Ⅰ期 荒川区）接種率（%）	95.4	101.4	100.3	100	100.0	実施人員／対象人員 ※国の目標95%以上
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		法に基づく必須事業であり、感染症の発生を予防するため、継続して実施する。				

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額			663,150	721,114	842,050	764,737	1,020,703	2,859,979	1,219,085	
決算額（6年度は見込み）			620,620	650,644	830,346	697,619	843,043	1,450,621	1,219,085	
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	定期予防接種等接種数		75,884	81,202	93,014	72,957	81,543	82,729	121,470	
	任意予防接種等接種数		4,531	3,023	2,771	2,270	2,277	6,912	32,908	
予算・決算の内訳										
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
需用費	接種予診票	1,653	需用費	接種予診票	2,213	需用費	接種予診票	3,026		
郵便料等	通知用郵便料等	8,250	役務費	通知用郵送料・データ入力等事務労働者派遣等	25,732	郵便料等	通知用郵便料等	13,894		
手数料	データ入力等事務労働者派遣	2,697	委託料	予防接種委託料等	1,360,105	手数料	データ入力等事務労働者派遣	6,597		
委託料	予防接種委託料等	800,959	使用料・賃借料	集団接種会場使用料・賃借料	4,866	委託料	予防接種委託料等	1,182,156		
負担金補助等	予防接種償還払い	7,784	備品購入費	非常用小型蓄電池	610	負担金補助等	予防接種償還払い	13,412		
償還金利子等	国庫支出金等返還金	21,700	負担金補助等	予防接種償還払い・集団接種会場光熱費・接種支援事業協力金	14,417					
			償還金利子等	国庫支出金等返還金	42,678					
(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	17,059	67,653	50,594	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	813,559	1,393,526	579,967		国庫支出金	15,317	664,908	649,591
		維持補修費	0	0	0		都支出金	87,456	53,091	▲ 34,365
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	29,484	57,094	27,610		使用料及び手数料	2	5	3
		減価償却費	0	0	0		その他	55,453	52,887	▲ 2,566
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	158,228	770,891	612,663
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,140	4,417	3,277		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 703,014	▲ 751,799	▲ 48,785
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	861,242	1,522,690	661,448		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 703,014	▲ 751,799	▲ 48,785
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 703,014	▲ 751,799	▲ 48,785
		備考	令和5年度は新型コロナワクチン接種事業費の実績を合算しているため、行政費用の物件費（予防接種費用の委託料）が579,967千円の増、行政収入の国庫支出金（新型コロナワクチン関連補助金）が649,591千円の増となった。							
問題点・課題	令和6年度から男子のHPVワクチン及び小児のインフルエンザワクチンの任意接種費用助成を開始するため、周知が必要である。 感染症のまん延を防ぎ、区民の健康を守るためには、予防接種についての正しい知識を広め、高い接種率を維持することが求められている。 転入等による定期予防接種の接種忘れを防ぐ必要がある。									
問題点・課題の改善策										
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容			令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	令和5年度から開始する带状疱疹及び9価HPVワクチンについて、メリット・デメリットなど分かりやすい情報提供を行う。			医療機関や学校、イベント会場での情報資材配付のほか、解説動画の配信やSNSなど様々な媒体を活用して情報提供を実施した。			令和6年度から開始する男子HPVワクチンの任意接種及び小児のインフルエンザワクチンについて。ホームページ等での周知を図る。			
②	コロナの感染症法上の5類移行に伴い、延期していた予防接種について、できるかぎり早期の接種を促していく。			5類移行に伴いコロナの流行による延長対応を終了するため、医療機関へのポスター配付や子育てアプリ、SNSで早期の接種を促した。			接種期限が迫っている定期予防接種について、各年齢に合わせた内容のチラシによる情報提供を図る。			
③										
他区の実況	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)			
議会（要旨）	令和2年度11月会議 令和2年度2月会議 令和3年度11月会議 令和4年度2月会議 令和5年度11月会議			定期予防接種について、子どもへのインフルエンザ予防接種について HPVワクチン接種通知について、男性へのHPVワクチン接種について 高齢者肺炎球菌ワクチンについて、HPVワクチンについて 带状疱疹ワクチンについて、小児インフルエンザ予防接種について 小児のインフルエンザワクチン助成金の支給対象者の拡大について						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	栄養相談活動		部課名	健康部健康推進課	課長名	田久保		
			担当者名	伊藤	内線	423		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-01	栄養相談活動					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	健康増進法第17条、第18条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	生活習慣病等を予防するための食生活について具体的な方法を示し、一人ひとりの健康づくりを推進する。							
対象者等	栄養相談を希望する区内在住・在勤者							
内容	(1) 栄養相談 実施方法：週1回対面で実施。電話相談は随時実施。 内容：生活習慣病予防の食事や妊産婦の食事、離乳食、幼児食について個別相談を実施する。 (2) 栄養講習会 実施方法：ふれあい館や町会、地区組織等の団体から依頼を受けて実施。 内容：生活習慣病の予防や妊産婦の食事、離乳食、幼児食についての知識を普及啓発する。野菜の摂取や減塩の必要性についても合わせて周知する。 (3) みそ汁の塩分濃度測定 周知方法：荒川区ホームページや子育てハッピー講座等の開催周知に実施について掲載。 内容：家庭のみそ汁等の汁物の塩分濃度を測定し、減塩の必要性を推進する。							
経過	・昭和58年度：誕生日健診開始（適正な塩分濃度のみそ汁を試飲） ・平成13年度：栄養教室を病態別教室と高齢者別に分けて実施 ・平成15年度：病態別教室は健康教室に組み替えて実施 ・平成18年度：健康教室は地域ぐるみ健康づくり推進事業の子育て支援サポーター養成講座として実施 高齢者事業については高齢者福祉課と連携し低栄養の予防教室や講演会を実施 ・平成20年度：誕生日健診終了 あらかわN0！メタボチャレンジャー事業を開始し、家庭のみそ汁塩分濃度測定を実施 ・平成24年度：35-39健診を開始し、家庭のみそ汁塩分濃度測定を実施 ・平成28年度：35-39健診でのみそ汁塩分濃度測定を変更し、適正な濃度のみそ汁を試飲 ・令和6年度：子育てハッピー講座（5か月児・1歳児）でのみそ汁塩分濃度測定を開始（希望者のみ） 子育てハッピー講座（1歳児）では適正な濃度のみそ汁の試飲を実施							
必要性	栄養相談活動は区民の健康づくりを推進する上で重要な役割があり、また、生活習慣病を食生活の面から予防するうえでも必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 栄養相談は予約制で行い、電話や来所により随時必要に応じて対応している。講習会は団体からの依頼により実施する。また、家庭のみそ汁塩分濃度測定は指定日及び各種事業等で測定する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	栄養相談（来所・電話等）	80	126	96	130	150	成人の個別相談実績（20歳未満含む）
	②	栄養相談（来所・電話等）	120	128	117	150	200	乳幼児の個別相談実績（妊産婦を含む）
	③	みそ汁測定（件）	0	0	22	150	200	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		区民の健康増進を図るため、食生活の面から支援するうえに必要な事業として推進する。				

(単位：千円)備考

物件費は一般需用費として栄養相談に必要な消耗品を購入している。

問題点・課題

令和5年度区政世論調査から1日に野菜をほとんどとらない人の割合が11.9%、塩分を控えている人の割合が57.4%とわかった。野菜は1日350g以上の摂取が望ましいため、野菜の摂取を促す取り組みが必要であり、食塩については摂取目標量が男性7.5g未満、女性6.5g未満（日本人の食事摂取基準2020年版）であるため、更に減塩の普及啓発が必要である。

現在、個別相談については、来所又は電話のみの対応である。オンラインや街なかでの栄養相談等により相談の場を広げるとともに、普及啓発を拡大する必要がある。

問題点・課題の改善策

他区の事例

(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
区により取組は異なる。								

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

平成28年度2月会議 令和 4年度2月会議	アレルギー対策について 減塩とグルテンについて
--------------------------	----------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	成人歯科健康診査		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-03		成人歯科健康診査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	健康増進法第17条第1項、第19条の2			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	母子保健法第13条			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	成人歯科保健対策として生活習慣病の一つである歯周病を予防し、区民の口腔の健康保持および歯の喪失を防ぐ。また、妊婦歯科健康診査を通じて、妊婦本人と出生前からの子どもの歯科保健に関する知識を高め、かかりつけ歯科医を推進する。							
対象者等	当該年度に20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳を迎える区民および妊娠中の区民							
内容	1 実施場所 区内協力歯科医療機関 2 実施方法 (1) 勧奨通知 20・25・30・35歳を迎える区民には受診券のハガキを送付 40・45・50・55・60・65・70歳を迎える区民には 誕生日の前々月に送付する「がん検診のお知らせ」に受診券を同封 妊婦には妊娠届出の際に母子健康手帳と受診券を交付 (2) 受診方法 受診券を（妊婦は「母子健康手帳」を併せて）持参し、 区内協力歯科医療機関を予約の上、受診 3 健診内容 ①問診、②口腔内診査（歯周病診査を含む）、③個別保健指導							
経過	平成 7年度 誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科健診を実施 平成17年度 誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢拡大し40・50・60歳は直営、70歳は委託で実施 平成20年度 直営・委託併用方式とし、受診方法は区民の選択制で実施 平成21年度 対象年齢を拡大し40・45・50・55・60・65・70歳に実施 40・50・60・70歳は直営と委託の選択制、45・55・65歳は委託 平成30年度 対象者に妊婦を加えて実施 令和 2年度 直営実施は4月3日より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止 令和 3年度 直営・委託併用から全委託として実施 令和 6年度 対象年齢に20・25・30・35歳を追加							
必要性	20・30・40・50・60・70歳は健康増進法に基づくものである。妊娠中の歯周病は低体重児出産や早産に影響があるという報告もあり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区歯科医師会委託(成人歯科健康診査に関する業務委託)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	48.8	46.6	47.3	45.0	40.0	成人歯科健康診査
	②	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	38.3	47.7	51.9	55.0	95.0	成人歯科健康診査
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		健康増進法に基づく事業であり、かかりつけ歯科医を推進し、区民の口腔保健の向上につながる事業であるため、継続して実施する。				

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額			10,071	8,463	9,381	9,728	8,909	8,951	12,531	
決算額（6年度は見込み）			6,966	8,217	6,636	7,220	8,074	7,674	12,531	
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	直営受診者		405	384	10	-	-	-	-	
	委託受診者		821	1,041	1,077	1,207	1,281	1,216	1,860	
	（再掲）妊婦受診者		304	529	536	580	595	576	600	
	合計受診者		1,226	1,425	1,087	1,207	1,281	1,216	1,860	
予算・決算の内訳										
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
需用費	受診券・受診票等	183	需用費	受診券・受診票等	184	需用費	受診券・受診票等	371		
委託料	成人歯科健康診査委託料	7,891	委託料	成人歯科健康診査委託料	7,490	役務費	郵便料	702		
						委託料	成人歯科健康診査委託料	11,458		
(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	348	694	346	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8,074	7,674	▲ 400		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,030	928	▲ 102
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,030	928	▲ 102
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	45	22		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,415	▲ 7,485	▲ 70
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	8,445	8,413	▲ 32		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,415	▲ 7,485	▲ 70
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,415	▲ 7,485	▲ 70		
	備考	物件費は消耗品費184千円と委託料7,490千円で構成されている。								
問題点・課題	令和5年度の成人歯科健康診査結果によると、口腔状態の健康な者は9.1%、要指導者は29.7%、う蝕や歯周病で受診が必要な者は61.2%と口腔状態を改善する必要がある者が非常に多い。 歯周病は生活習慣病であり、糖尿病の6番目の合併症でもある。生涯にわたり健康を維持するためにはかかりつけ歯科医をもつことは重要である。区民が日常的に自ら口腔ケアに取り組み、かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けるよう、歯と口の健康に関する知識の普及啓発を引き続き図る必要がある。									
問題点・課題の改善策										
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容			令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	成人歯科健康診査の個別通知の活用や、歯科医療機関の協力を得て健診受診やかかりつけ歯科医の推奨を行う。			健診開始年齢である40歳の個別通知にかかりつけ歯科医の推奨のリーフレットを同封した。送付した40歳の受診者数は増加している。			生涯を通じた切れ目のない歯科健診のため、20歳代、30歳代に対象を拡大する。			
②										
③										
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)									
状況	健康増進法に基づく20・30・40・50・60・70歳以外の対象年齢は各区で異なる。 妊婦を対象とした歯科健診診査は直営2区、委託18区、直営委託併用2区で実施されている。 (令和6年3月発行「東京の歯科保健」より)									
議会要旨(要旨)状況	令和元年度 2月会議 令和 4年度11月会議 令和 5年度11月会議		成人歯科健診について 歯及び目の健康について 歯科健診の対象年齢の拡大について							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	糖尿病対策推進事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	松本		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-06-01		糖尿病対策推進事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	健康増進法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	糖尿病境界域にある人の発症予防と、発症早期から治療や生活習慣改善により、糖尿病合併症を予防し、区民のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住・在勤者、関係医療機関・歯科診療所及び薬局薬店							
内容	・行政と医療機関が連携し、糖尿病対策協議会を設置して、地域連携推進体制を構築する。 ・糖尿病予防講演会の実施、区報、ちらし、区ホームページなどにより、糖尿病への理解と血糖をコントロールする意義について普及啓発を図る。 ・病院、診療所、歯科医院、薬局を対象に研修会実施：連携推進を目的に実施する。							
経過	平成24年度：三師会を対象に糖尿病に関する実態把握を目的とするアンケート調査を実施。以下毎年、糖尿病協議会、区民向け糖尿病講演会、医療従事者向け糖尿病研修会を開催。 平成25年度：医療機関からの紹介による栄養相談を月2回実施。 平成26年度：区内の糖尿病治療に関連する情報やサービスを集約した血糖コントロールガイド作成 平成28年度：糖尿病栄養相談の土曜日開始。 平成29年度：糖尿病と高血圧の普及啓発冊子作成、野菜摂取普及啓発キーホルダー等の作成。 令和元年度：糖尿病予防講演会「目からウロコの間食生活」、糖尿病対策医療連携推進研修会を「糖尿病と歯の健康」をテーマに開催（令和2・3年度は、感染症流行拡大防止のため講演会は休止、健康情報提供店などで普及啓発） 令和 4年度：糖尿病予防講演会「理学療法士が教える筋力アップのコツ」、糖尿病協議会開催 令和 5年度：糖尿病予防講演会「健診結果を活かした健康づくり」、糖尿病協議会開催							
必要性	糖尿病は、健診で高血糖であっても放置されていたり、治療中断が多い一方、合併症による透析や失明、要介護状態に至ることが多い病気である。保健予防課の「特定健診」や国保年金課の「糖尿病重症化予防事業」等と連動して、医療費や介護給付費の抑制を図る必要性が高い事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	糖尿病の疑いのある人の割合〔男性〕（%）	31.7	31.7	32.9	30.0	28.0	特定健診（結果）
	②	糖尿病の疑いのある人の割合〔女性〕（%）	23.1	22.5	24.4	21.6	20.0	特定健診（結果）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		糖尿病の発症予防や重症化予防を普及啓発し、重症化予防のシステムを推進していくことは、生活の質の向上及び医療費抑制の観点から優先度が高い事業である。国保年金課事業等と連動して重点的に推進する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,924	2,244	▲ 680	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	16	8	▲ 8		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	160	193	33		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	196	147	▲ 49		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,296	▲ 2,592	704
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,296	2,592	▲ 704	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,296	▲ 2,592	704
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,296	▲ 2,592	704

備考

物件費は消耗品費と役務費、補助費等は糖尿病対策協議会委員謝礼等で構成されている。

問題点・課題

糖尿病は自覚症状が少なく、自己判断による治療中断や医療機関の未受診となりやすいため、区民のヘルスリテラシー向上を図る必要がある。また、令和6年度から始まった荒川区健康増進計画に則り、糖尿病以外の生活習慣病予防についての、普及啓発を展開していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、講演会等を通じて普及啓 発に努めるとともに、糖尿病連携手 帳の活用についても推進していく。	包括連携協定企業と協働して講演会 を開催し好評を得た。また、糖尿病 連携手帳の活用の推進に向けて医療 機関へチラシを配布した。	糖尿病を含む生活習慣病対策につ いて、健康アプリ事業等の活用や、 包括連携協定企業と連携した講演 会の開催などを推進する
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況(要旨)	平成29年度2月会議 糖尿病対策について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		09-02-13		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		母親学級・両親学級		部課名		健康部健康推進課		課長名		田久保			
				担当者名		上野		内線		433			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-01-01		母親学級・両親学級									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 23（ 1948 ）年度		根拠		母子保健法第9条、第10条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		05		親子の健康推進							
目的		初妊婦及びそのパートナー等が沐浴体験等、育児に対する正しい知識を習得するとともに協力して育児をする体制を考える。 社会資源を知ることによって育児負担の軽減が孤立化を防ぐ。											
対象者等		妊婦及びそのパートナー等											
内容		【令和2年度まで】 母親学級：年12回、毎月1回、4日間コース、32名。正しい知識習得により母親の自覚を促すプログラム。受講から6か月後にも集まる会を開催し、孤立化防止。 両親学級：年16回、休日開催、月1～2回、半日コース、32組。男性心理士の講話、沐浴体験等で夫婦の育児能力の向上と協力に働きかけている。 【令和3年度より】 ハローベビー学級：令和3年12月より開始、月1日開催、1時間（1日4回実施）コース、12組。初めて親になる両親を対象に沐浴等の実習を行う。 新米パパ講座：令和4年度より開始、年4回、半日（1日1回実施）コース、80人。男性心理士による講話。 【令和6年度】 ハローベビー学級を民間事業者へ委託：（対面学級）土日16回、平日12回（オンライン学級）土日4回											
経過		・平成12年度 保健所に業務集中化し、母親学級12回、両親学級8回を保健所で実施した。 講師を産科医と歯科医を心理相談員に変更 ・平成14年度 毎月の母親学級3回目を両親学級の内容に合わせ、休日の両親学級を6回にした。 ・平成19年度 両親学級を年6回から月1回（年12回）開催とした。 ・平成24年度 両親学級を年4回（午前）増加し年16回開催。開催時間を30分短縮して2時間30分とする。 ・令和 2年度 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、母親学級・両親学級を休止した。 ・令和 3年度 母親学級・両親学級の代替としてハローベビー学級を開始した。 ・令和 4年度 ハローベビー学級を年2回増加し年10回開催。電子申請受付開始。 新米パパ講座開始（年4回） ・令和 6年度 ハローベビー学級をオンライン開催。											
必要性		核家族化が進む中、沐浴を中心に育児に関する知識の習得や事故防止、社会資源の紹介といった予防的な働きかけによって、育児期のトラブルの未然防止が図られる。											
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 令和6年度より、ハローベビー学級の運営を委託化											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）					
	①	両親学級参加延人数（3年度よりハローベビー学級）	239	801	1,036	1,560	1,560						
	②	新米パパ講座参加延人数	-	220	271	320	320						
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
重点的に推進		重点的に推進		地域で孤立せず、妊娠・出産・育児期のトラブルを未然に防止するため欠かせない事業であるため重点的に推進する。									

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,224	1,294	1,310	1,638	1,541	2,496	6,103
決算額（6年度は見込み）		1,145	1,119	416	840	1,272	2,365	6,103
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	母親学級回数	48	44	休止	-	-	-	-
	母親学級参加延人数	621	738	休止	-	-	-	-
	両親学級回数（3年度ハローベビー学級）	16	15	休止	16	40	48	32
	新米パパ講座回数	-	-	-	-	4	4	4

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	917	報償費	講師謝礼	1,097	報償費	講師謝礼	98
需用費	調理材料費テキスト代	273	需用費	調理材料費テキスト代	578	需用費	調理材料費テキスト代	360
備品購入費	沐浴人形	82	使用料等	会場使用料	21	委託料	ハローベビー学級委託	5,594
			備品購入費	沐浴人形	669	使用料等	会場使用料	51

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,019	5,877	3,858	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	355	1,268	913		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	917	1,097	180		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	835	835
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	835	835
		賞与・退職給与と引当金繰入額	135	384	249		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,426	▲ 7,791	▲ 4,365
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	3,426	8,626	5,200		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,426	▲ 7,791	▲ 4,365
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,426	▲ 7,791	▲ 4,365			

備	物件費は需用費、使用料等、備品購入費であり、補助費等は講師謝礼である。5年度は寄付金による備品購入等により物件費が増額。
---	--

問題点・課題	コロナウイルス感染症流行により、BCP実施と、集団における講座開催による感染拡大を防止するため、R2年度は講座を中止せざるを得ない状況であった。今後も新興感染症等の流行期には中止になる可能性があることから、感染症流行期にも影響を受けないオンライン開催を含めた委託による実施とした。 また事業実施後の受講者アンケートでは実技実習に比べて、講話の満足度が低い。講話の内容を見直していく。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	実施回数を12回に増やし、未受講者の解消を図るとともに、電子申請の有効性を検討する。	実施回数を増やしたことでより多くの方の参加につながった。電子申請によって、申込時の混乱を解消できた。	コロナの5類移行に伴い、時間を拡大し、講座内容にママ友、パパ友づくりを盛り込む。
②	希望者が多く希望者全員の受講がかなわなかったため、未受講者に対し、ホームページ等を利用した情報発信をしていく。	年度途中で定員や実施会場が変更になったが、随時ホームページや窓口のチラシにて周知した。	ハローベビー学級は未受講者の解消のため、平日講座以外に、土日開催、オンライン開催についても実施する。
③	父のみの参加としつつ、コロナの5類移行に伴い、効果的な実施方法について検討していく。	父のみの参加は継続した。定員を70人から80人に変更し、より多くの対象者が参加できた。	新米パパ講座では、参加者からの意見を踏まえ、講座内容の充実に向けた検討を行う。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

況議 (要 会 質 問 旨)	平成22年2定 暴力の連鎖を食い止める環境づくりや虐待予防のための保護者に対する育児支援の積極的な取り組みの必要性 平成28年度2月会議 母親の孤立を防ぐための父親の育児参加への支援 令和5年度決算特別委員会 母親学級におけるママ友づくり
-------------------------------	---

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊産婦健康診査		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-02		妊産婦健康診査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44（ 1969 ）年度	根拠	母子保健法第10・13条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	母子保健法第13条の規定により、妊婦の健康診査を実施し、その健康管理に努める。 流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の安全確保を図る。 経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦に対して必要な保健指導を受けられる機会を設ける。							
対象者 等	区に妊娠届出をした妊婦で、区内に居住している者 他自治体で母子手帳の交付を受け、区内に居住している妊婦で申出のあった者 生活保護法による被保護世帯、又は区民税非課税世帯等で現在区内に居住する者							
内容	妊婦健康診査受診に係る費用を一部助成する。（妊婦健診14回、超音波検査4回、子宮頸がん検診1回） ・受診票による妊婦健康診査 ・里帰り出産等妊婦健康診査の費用助成 ・保健指導票による費用助成 ・多胎妊婦健康診査費用の追加助成							
経過	・平成9年4月 健診分から支払い事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託。 ・平成15年度 乳児健診時に実施していた産婦検診（胸部X線、検尿、血圧等）を廃止。 ・平成20年度 妊婦健康診査の公費負担を2回から14回に拡大。里帰り出産等妊婦健康診査費用の助成及び妊婦健康診査の経過措置助成（平成21年3月31日終了）を開始。 ・平成21年度 超音波検査に係る公費負担の年齢制限（35歳以上）を廃止。 ・平成23年度 H T L V－1 検査（1回）の公費負担を開始。 ・平成25年度 妊婦健康診査全14回分が普通交付税措置により一般財源化。 ・平成28年度 妊婦子宮頸がん検診（1回）およびH I V抗体検査（1回）の公費負担を開始。 ・平成29年度 C型肝炎検査を「1回目」に変更。 ・平成31年度 ゆりかごプランによる支援の一環として位置付けた。 ・令和4年度 多胎妊婦の公費負担を5回拡大（償還払い）。 ・令和5年度 超音波検査の公費負担を1回から4回に拡大。加藤産婦人科の閉院に伴う健診費用助成。							
必要性	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防する等、身体面の安全を確保するほか、医療従事者によるメンタル支援等の機会ともなるため、年々重要性が増している。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 健診を都医師会、支払事務を東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。（妊婦・乳児健康診査等委託料の審査及び支払事務等に関する委託契約他）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	妊婦健診受診率	86.2	87.0	86.6	86.6	100	受診者／対象者 令和6年度は3～5年度の平均
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進		重点的に推進	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防し、安全に妊娠、出産を迎えるため欠かせない事業である。周産期うつ予防を図るためにも、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		162,371	147,497	144,229	143,074	139,912	179,043	165,990
決算額（6年度は見込み）		136,931	138,977	133,728	132,981	131,244	134,524	165,990
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	受診結果把握数 1 回目	1,821	1,790	1,716	1,700	1,802	1,880	1,740
	受診結果把握数 2 回目以降（延）	17,465	18,033	17,036	15,348	17,879	17,376	16,960
	受診結果把握数（超音波）	1,525	1,577	1,553	1,553	1,561	1,772	6,280
	受診結果把握数（子宮頸がん）	1,739	1,690	1,473	1,674	1,725	1,812	1,700

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費、印刷製本費	11	需用費	消耗品費、印刷製本費	12	需用費	消耗品費、印刷製本費	13
役務費	助成金決定通知用	33	役務費	助成金決定通知用	41	役務費	助成金決定通知用	47
委託料	妊産婦健診委託料	122,199	委託料	妊産婦健診委託料	126,448	委託料	妊産婦健診委託料	149,003
扶助費	妊産婦健診助成金	9,002	扶助費	妊産婦健診助成金	7,960	扶助費	妊産婦健診助成金	16,927
				償還金利子等 国庫補助金返還金	63			

(単位: 千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,044	694	▲ 350	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	122,243	126,502	4,259		国庫支出金	63	139	76		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	36,977	36,977		
		扶助費	9,002	7,960	▲ 1,042		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	63	63		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	63	37,116	37,053		
		賞与・退職給与引当金繰入額	70	45	▲ 25		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 132,296	▲ 98,148	34,148		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			132,359	135,264	2,905	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 132,296	▲ 98,148	34,148
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 132,296	▲ 98,148	34,148

備考	物件費の内訳は、保健指導票等消耗品費、郵便料、妊婦・乳児健康診査等委託料である。扶助費は里帰り出産等妊婦健康診査助成金であり、申請件数が減少したため差額が生じている。
----	--

問題点・課題	・委託の都合上、健診の結果が2ヶ月以上遅れて返信されているため、妊婦健診の受診結果について、即時に活用できない。 ・健診票からの把握とともに、特に支援が必要な妊婦については、随時医療機関や子ども家庭総合センターと総括的な連携体制が必要である。 ・妊産婦のメンタルヘルス問題を健診と同時に対応できる医療機関が限られている。
--------	--

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	これから医療機関と連携して支援の必要な方の個別対応を行っていく。	これから医療機関と連携して支援の必要な方の個別対応を行っていく。			超音波検査の公費負担を1回から4回に拡大し、対象者への周知を行った。支援が必要な妊婦については、医療機関と連携し支援を行った。			引き続き、妊婦健診に関する周知を行うとともに、支援が必要な妊婦について、医療機関や関係機関と連携しながら支援を行う。	
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								
議 会 質 問 状 況	平成20年4定 妊産婦の受け入れ拒否等の問題を始め、周産期医療の充実を図り、安心して子どもを生むことができる環境を整備すること								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（4か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-01		乳幼児健診（4か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 24	（ 1949 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	身体の発育がめざましく、また首がすわる等の発達上の指標のある3～4か月児を対象に健康診査を行い、疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、保健・栄養相談および指導などを行うことにより、保護者の育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見にも努める。							
対象者等	生後3～4か月児							
内容	・問診、身体計測、診察により、体重増加等の身体発育面、首のすわり等の精神発達面、心音や股関節の状況等疾患の有無、皮膚の状況等を把握する。 ・養育状況の確認や産後うつや育児不安の早期発見と対応 ・集団方式＋個別相談 ・個別通知にて健診案内を行っている。							
経過	・平成9年度 区が実施主体となった。 ・平成17年度 結核予防法改正によりツベルクリン反応検査が廃止され、直接BCG接種を行うことになった。これに伴い、2日制月2回の健診を1日制月3回に変更した。 ・平成25年度 予防接種施行令が改正され、BCGの標準的接種期間が「生後5か月以上8か月未満」に変更されたことに伴い、平成26年度より4か月児健診時に実施していたBCG予防接種を委託医療機関による個別接種に変更した。 ・平成28年度 「健やか親子21(第2次)」において乳幼児健康診査での必須問診項目として設定された問診項目の一部について、「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・令和元年度 母子保健システムを導入。 ・令和2年4月から厚労省通知により事業を延期(集団方式)。令和2年6月から再開(個別方式)。対象者全員への電話相談とともに、先天性股関節脱臼等について、6か月児健診(委託)でのチェックを医師会に依頼した。							
必要性	厚労省通知に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	97.4	96.6	98.2	100	100.0		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		発育がめざましい3～4か月期に健診を行うことで、疾病や障害の早期発見だけではなく、保健・栄養相談及び指導により保護者の育児不安の解消、児童虐待の予防・早期発見にもつながるため、推進する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	18,094	25,640	7,546	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	602	605	3		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	5,449	5,512	63		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,210	1,674	464	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,355	▲ 33,431	▲ 8,076	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	25,355	33,431	8,076	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,355	▲ 33,431	▲ 8,076	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,355	▲ 33,431	▲ 8,076			

備	物件費の内訳としては、需用費が317千円、役務費が195千円、委託料が94千円である。補助費等は、医師・看護師等への報償費5,512千円である。
---	--

問題点・課題	・受診率の維持・向上 ・新生児訪問実施時からの産後うつやマタニティブルーのメンタルの変化を健診実施時に確認し、継続したフォローをしていく必要がある。 ・外国籍の家庭において、問診・診察の場などにおける言語的な課題がある。 ・各月によって出生数が違うため、対象者数に偏りがあり、対象者が集中したり、予約の変更がしづらい時期がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き新型コロナウイルスの感染状況に応じて、感染予防対策を徹底して健診を実施する。	感染症予防に配慮した健診会場の設営や運営を行ったが、室温や効率性の問題があったため、実施場所の再検討を行う必要がある。	地下と1階で分かれていた健診を感染症予防に配慮しつつ、ワンフロアでの実施に変更し、効率的な会場設営や運営を行う。
②	引き続き、長期の里帰り、言語によりコミュニケーションが困難な家庭へは、適切な時期に受診できるよう勧奨する。	長期の里帰りでは、里帰り先自治体での健診を勧めた。言語の困難な場合は、通訳機器等を活用し受診を勧めた。	言語の困難な場合は、通訳機器等や、やさしい日本語の問診票を活用し健診での問題解決を図る。
③	引き続き、各月の対象者数に応じ、呼び出し月を変更する等柔軟に対応する。	出生数の隔たりにより対象者数が各月で違うため呼び出し月の変更等柔軟な対応を実施し、健診毎の予約数のばらつきを抑えた。	健診毎の予約者数を同数程度にする等、予約時の工夫を引き続き検討する。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 決 事 項	令和元年度 6月会議 乳幼児健診の環境整備と拡充について
議 決 事 項	令和 3年度11月会議 乳幼児健診の充実について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（1歳6か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-02		乳幼児健診（1歳6か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	母子保健法第12条、厚生省児童家庭局通知			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	幼児に対する健康診査と保護者に対する適切な保健指導を行うことにより、幼児の健康の保持・増進に努め、児童虐待の未然防止・早期発見を図るとともに、発達障害の早期発見と保護者の育児不安の解消を図る。							
対象者等	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児							
内容	・問診、身体計測、内科診察、歯科診察により、体重増加等の身体発育面、歩行や言語等の精神発達面、疾病及び異常の早期発見による心身障害の進行の未然防止を行う。 ・歯科、栄養についての集団指導および個別相談を実施 ・養育状況の確認や育児不安・養育困難等のサインを早期に発見し、支援していくための個別相談を行っている。 ・心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受ける。 ・集団方式＋個別相談 ・個別通知にて健診案内を行っている。							
経過	昭和52年度 区市町村事業として開始。 平成14年度 年24回の実施のうち4回を休日に実施。 平成24年度 平日を年4回増やし、月2回の平日実施とする。土曜の年4回は予約制で実施。 （年24回→年28回） 平成27年度 問診票の内容を一部改訂。 平成28年度 「健やか親子21（第2次）」において乳幼児健康診査での必須問診項目として設定された問診項目の一部について、「健やか親子21」アンケートとして実施。 令和元年度 母子保健システムを導入。 令和2年4月 厚労省通知により事業を延期（集団方式）。7月から再開。ホームページ上で健診のチェックポイントを公開し、早目の相談を促している。 令和5年4月 1歳6か月健診受診者へ、バースデーサポート事業によるギフトカードの配布を開始。							
必要性	法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	97.5	97.5	95.7	100	100		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	幼児に対する健診と保護者への適切な保健指導を行うことで、幼児の健康保持・増進や発達障害等の早期発見につながるだけではなく、児童虐待の予防や早期発見にもつながるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	21,506	28,256	6,750	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	701	523	▲ 178		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	10,083	9,618	▲ 465		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,438	1,845	407		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 33,728	▲ 40,242	▲ 6,514
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	33,728	40,242	6,514		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 33,728	▲ 40,242	▲ 6,514
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 33,728	▲ 40,242	▲ 6,514		

備 考	物件費の内訳としては、需用費が247千円、役務費が184千円、委託料が92千円である。補助費等は、医師・看護師等への報償費9,618千円である。
--------	--

問題点	・ 受診率の維持・向上及び健診本来の目的であるスクリーニングと育児支援の質の向上を図ると共に、多様な生活状況にある子育て世代の区民のニーズに合った支援を行う必要がある。 ・ 令和6年度から、医師の働き方改革により、年間労働時間に制限が設けられるため、健診に従事する医師の確保が年々厳しくなることが想定され、1歳6か月健診の実施方法を検討する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	健診データを活用して健診精度が上がるように検討する。	健診実施時に、言葉の少ない児で心理相談につながらなかった児には2歳児の電話フォローを実施した。	引き続き発達障害の早期発見・早期療育開始のためにきめ細やかな健診を実施する。
②	引き続き新型コロナウイルスの感染状況に応じて、感染予防対策を徹底して健診を実施する。	消毒や検温などを見直し、健診を安全に実施し、健診会場を地下のみで実施できるようにした。	健診会場を地下のみで実施することで1回の定員を増やせるか検討する。
③			医師の働き方改革に伴い、医師確保が困難になっているため、内科健診の区内医療機関への委託を検討する。

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	すべて直営しているのは当区を除き5区（品川・千代田・大田・中野・豊島） 歯科健診のみ直営で、内科健診は医師会に委託している区が多い。					

議 案	令和元年度 6月会議 令和 3年度11月会議	乳幼児健診の環境整備と拡充について 乳幼児健診の充実について
-----	---------------------------	-----------------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（3歳児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-02-03	乳幼児健診（3歳児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	母子保健法第12条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に、総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健やかな成長と保護者への育児支援を図り、児童虐待の未然防止と早期発見に努める。							
対象者等	満3歳を超え満4歳に達しない幼児							
内容	・ 問診、身体計測、内科診察、歯科診察により、身体発育・栄養状態、発育発達の評価と異常の有無、精神発達の状況、言語障害の有無、予防接種の実施状況等を把握する。 ・ 心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受ける。 ・ 視力検査、スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査（視覚スクリーニング検査） ・ 聴力検査 ・ 集団方式＋個別相談 ・ 個別通知にて健診案内を行っている。							
経過	・ 平成 9年度 区が実施主体となった。 ・ 平成13年度 試行による休日健診を1回実施。 ・ 平成14年度 年21回のうち4回を休日に実施。 ・ 平成22年度 母親の骨密度測定を「女性の健康応援事業」へ組み替え。 ・ 平成24年度 平日を年4回増やし、月2回の平日実施とする。土曜の年4回は予約制で実施（年24回→年28回） ・ 平成26年度 尿検査を実施。 ・ 平成28年度 厚生労働省指定の必須問診項目を「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・ 令和元年度 母子保健システムを導入。 ・ 令和 2年度 4月から厚生労働省通知により事業を延期（集団方式）。同年11月再開。 ・ 令和 3年度 10月からスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を実施。							
必要性	法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	95.6	99.0	98.6	97.7	100.0		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	身体発育及び精神発達の面から重要である3歳児期に総合的な健診を行うことで、早期に必要な支援につなぐことができ、また、保護者への育児支援により児童虐待の予防・早期発見にもつながるため、推進する。						

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		8,854	8,790	12,625	20,806	15,759	14,982	17,324
決算額（6年度は見込み）		8,589	8,663	12,092	18,436	14,005	12,870	17,324
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	受診者数	1,795	1,690	612	2,564	1,550	1,481	1,516
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師・歯科医師等	13,132	報償費	医師・歯科医師等	11,941	報償費	医師・歯科医師等	15,995
需用費	健診用消耗品等	545	需用費	健診用消耗品等	610	需用費	健診用消耗品等	686
役務費	健診通知用	238	役務費	健診通知用	212	役務費	健診通知用	282
委託料	医療系廃棄物処理	89	委託料	医療系廃棄物処理	107	委託料	医療系廃棄物処理	185
						備品購入費	SVSプリンター購入	176
(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
	給与関係費	17,017	28,256	11,239	地方税等	0	0	0
	物件費	873	929	56	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	13,132	11,941	▲ 1,191	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	502	502	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,138	1,845	707	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 32,662	▲ 43,473	▲ 10,811
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	32,662	43,473	10,811	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 32,662	▲ 43,473	▲ 10,811
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 32,662	▲ 43,473	▲ 10,811
備考	物件費は需用費、役務費、委託料である。補助費等の減額は、3歳児健診の実績減による報償費の減額である。							
問題点・課題	・健診医の確保や新型コロナウイルスの5類移行に伴い健診一回の受診者数を増やし実施予定のため、受診者には待ち時間の増加が見込まれる。3歳児と保護者にとって負担なく、安心安全な健診運営が出来るように工夫していく必要がある。							
問題点・課題の改善策								
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容		令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	感染対策は継続する。必要な相談支援をより多く実施できるような体制の確保を検討する。		感染対策を実施し、事業を円滑に実施した。			健診一回あたりの受診者数増加に伴い、健診を安全安心に実施できるようレイアウトの見直し等を検討する。		
②	弱視の早期発見に向け、引き続きスポットビジョンスクリーナーを活用した屈折検査を実施していく。		屈折検査を実施し、弱視の早期発見に努力した			スポットビジョンスクリーナーの専用プリンターを購入することで、検査結果の正確性の確保や、時間短縮等効率化を図る。		
③								
他区の実況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区)	
議会(要旨)状況	平成30年度 2月会議 令和元年度 6月会議 令和元年度 2月会議 令和 3年度11月会議 令和 5年度 2月会議		3歳児健診における眼科検査について 乳幼児健診の環境整備と拡充について 乳幼児健診での視覚スクリーニング検査について 乳幼児健診の充実について 5歳児健診の実施について					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（6・9か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-04		乳幼児健診（6・9か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 49（ 1974 ）年度	根拠	母子保健法第13条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	生後6・7か月児及び9・10か月児の乳児に健康診査を行い、健全育成を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有する生後6・7か月児及び9・10か月児の乳児							
内容	交付方法：4か月児健診受診時に6か月・9か月の受診票を交付 受診方法：協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） 検査内容：問診・身体測定・診療により、体重増加等の身体発達面、生活リズム、運動発達・精神発達の状況、異常の有無、予防接種の実施状況等を把握							
経過	・平成9年度 協力医療機関への委託により事業開始。							
必要性	乳児期は、視聴覚や運動機能が急速に発達し、母子のコミュニケーションが密になるとともに、周囲との関わり合いが広がってくる時期である。そうした時期に行う健診は、乳児の健全な発育・発達と育児支援のため必要性が高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 乳児健康診査は、健診については都医師会、支払事務については東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診率（6か月）	91.1	90.5	88.9	90.1	95.0	受診者数／対象者数 6年度見込みは3～5年度の平均	
	② 受診率（9か月）	88.9	80.6	87.2	85.5	95.0	受診者数／対象者数 6年度見込みは3～5年度の平均	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進	視聴覚や運動機能が急速に発達する乳児期に健康診査を行うことで、乳児の健全な発育につながる等、子育て期の支援として必要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			24,171	24,899	23,147	21,462	22,068	21,093	20,941
決算額（6年度は見込み）			22,163	21,466	21,944	20,656	19,928	20,554	20,941
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	受診者数（6か月）		1,643	1,591	1,481	1,499	1,480	1,656	1,530
	受診者数（9か月）		1,620	1,542	1,461	1,464	1,317	1,412	1,510
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	受診票印刷	101	需用費	受診票印刷	117	需用費	受診票印刷	117	
委託料	健診委託料等	19,827	委託料	健診委託料等	20,437	委託料	健診委託料等	20,824	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	348	694	346	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	19,928	20,554	626		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	45	22		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,299	▲ 21,293	▲ 994
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		20,299	21,293	994	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 20,299	▲ 21,293	▲ 994
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 20,299	▲ 21,293	▲ 994	

備考

物件費の内訳としては、需用費が117千円、委託料が20,437千円である。

問題点・課題

- ・法的義務がないため、他の乳幼児健康診査に比べ、受診率がやや低い傾向にある。
- ・健康診査受診後、結果が保健所に届くまでに2か月程度要するため、地区担当がフォローを開始するまでに時間がかかる。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も同様に結果の活用を図る。	受診結果の活用を図った。	新生児訪問や4か月健診などの機会に、今後の健診スケジュールを確認し、受診率の向上を図っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況 議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）							
	平成31年度 6月会議 乳幼児健診の環境整備と拡充について							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	経過観察健診		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-02-05	経過観察健診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	乳幼児健康診査の結果等で、要経過観察とされた者について、経過をみながら必要時、早期医療・早期療育につながるよう支援する。これにより、保護者に心理的、物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。							
対象者等	乳幼児健康診査の結果等で、発育・発達・養育上、経過観察の必要な乳幼児							
内容	・身長、体重など身体発育に関するものおよび、精神・神経・運動など発達に関する所見について、小児科医、小児神経科医、臨床心理士、理学療法士の専門スタッフにより対応。 ・養育環境・生活習慣・食生活等の育児全般の相談・支援。 ・たんぽぽセンター等他の相談機関・専門機関へのコーディネート。							
経過	・平成9年度 区が実施主体となった。 ・平成12年度 発育、発達健診の充実のため、小児科・整形外科・小児神経科・理学療法を統合し、幅広い視点での子育て支援ができる体制とした。必要に応じ適切な専門機関での相談、受診を紹介する。 ・平成15年度 整形外科を廃止。 ・平成17年度 理学療法を廃止。また、グループ指導「めだかタイム」開始。 ・平成22年度 「めだかタイム」をすくすくサポート事業へ組替え。 ・平成23年度 障害が固定する前に早期にリハビリテーションを行う目的で、理学療法を再開した。 ・令和2年5・6月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため経過観察健診休止。 ・令和2年7月 心理経過観察健診の対面相談を再開、経過観察健診もレイアウトを変更し再開した。 ・令和3年度 単独の心理経過観察健診は中止。乳幼児健診日と同日に実施。 ・令和6年度 乳幼児健診日を見直したことで、単独の心理経過観察を再開した。							
必要性	異常あるいは境界領域であっても、適切な育児や療育により、成長・発達に伴い改善するなど状態の変化が見られる。身近な地域で経過観察を行うことにより、保護者に心理的・経済的な負担等をかけずに適切なフォローを行うことができるとともに、保護者の支援の機会も得られる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診率（経過観察）	89.0	83.2	94.2	88.8	100.0	
	②	受診率（心理相談）	85.3	87.7	81.7	84.9	100.0	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	乳幼児健診で要経過観察と判断された乳幼児について保健所で経過を観察することで、保護者負担を軽減し、児への適切なフォローができるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

物件費は需用費、役務費、委託料であり、補助費等は医師等の雇上げである。

- ・「育てにくさ」を感じる保護者に寄り添う支援が求められている。「育てにくさ」は子どもの要因のみならず、親の要因、親子の関係性、環境要因などがあり、対象者に合わせた家族も含めた支援を行う必要がある。
- ・乳幼児健診で支援が必要な人を早期発見・早期療育につなげるようにたんぼぼセンターと連携して支援していく。

問題点・課題の改善策

施
状
況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児（精密）健診		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-06	乳幼児（精密）健診						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	荒川区において実施する乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等の結果、診断の確定のため精密検査を要する者について、専門的な診断ができる医療機関で精密検査を行い、診断の確定を行う。							
対象者等	荒川区内に居住し、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査において、診断の確定のための精密検査を行う必要があると判断された者							
内容	交付方法：乳児精密は満1歳未満で2回以内交付 1歳6か月児精密は満2歳未満で交付回数の制限なし 3歳児精密は満4歳未満で交付回数の制限なし 受診方法：委託契約を締結した専門医療機関にて個別受診（東京都内） 検査内容：診断確定に必要な検査等で、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に掲げる範囲で、入院を要する検査を除いたもの							
経過	・平成9年度 3歳児精密検査が保険適用となり、自己負担分が公費負担となった。 ・平成21年度 五者協（東京都・特別区・市・町村・東京都医師会）の協議によって、社保分の審査支払業務を東京都国民健康保険団体連合会から社会保険診療報酬支払基金へ変更した。							
必要性	健診の結果、疾病・異常が疑われる場合、診断を確定させ、早期に適切な事後指導や療育等必要なフォローを行うため精密検査の必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 乳児、1歳6か月児、3歳児精密は都内の契約医療機関にて個別受診							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	発見率（乳児）（％）	11.1	11.7	11.6	11.2	-	要精密者数／対象者数
	②	発見率（1歳6か月児）（％）	4.4	4.9	6.2	5.2	-	要精密者数／対象者数（6年度は平均）
③	発見率（3歳児）（％）	17.7	18.6	22.8	19.7	-	要精密者数／対象者数（6年度は平均）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	より専門的な医療機関で検査・診断を受けることで児童が適切な治療やフォローを受けられるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		284	461	357	684	492	662	555
決算額（6年度は見込み）		283	455	262	602	415	349	555
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	乳児精密健診委託数	30	75	39	59	34	26	40
	1歳6か月児精密健診委託数	37	42	41	37	41	36	38
	3歳児精密健診委託数	80	140	48	152	158	95	135
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	精密受診票	31	需用費	精密受診票	35	需用費	精密受診票	37
役務費	結果返送用郵便料	41	役務費	結果返送用郵便料	50	役務費	結果返送用郵便料	55
委託料	精密健診委託料等	343	委託料	精密健診委託料等	264	委託料	精密健診委託料等	463

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	348	694	346	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	415	349	▲ 66		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	45	22		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 786	▲ 1,088	▲ 302
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		786	1,088	302	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 786	▲ 1,088	▲ 302
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 786	▲ 1,088	▲ 302	

備考

物件費は需用費、役務費、委託料である。5年度の物件費は委託件数の減少により減額

問題点・課題

- ・発達段階に応じた疾患を早期に発見できるようにする必要がある。
- ・スクリーニングにより発見した精密検査所見について、早期の診断により適切な事後指導や療育等の必要なフォローへとつなげるために、受診から診断後のフォローまで、継続的な支援体制を構築する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象者がスムーズに医療機関に受診 することができるよう継続して医療 機関の情報収集に努める。	医療機関が比較的空いている時間等 を聞きとり、対象者に情報提供をし た。	インターネットも活用し、医療機 関の情報収集に努める。
②	区内医療機関の協力を得ながら、引 き続き受診率の向上に努めていく。	受診率向上のため、未受診者にハガ キを送付した。	受診率向上のため、ハガキの送付 だけでなく電話連絡も活用する。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の質問状 況(要旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊産婦・新生児訪問		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	古谷		内線	447	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-07		妊産婦・新生児訪問					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	母子保健法第11・17・19条 児童福祉法6条-3、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法第59条			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	妊産婦の日常生活、新生児の発育・栄養・生活環境等、育児上必要な事項について、家庭訪問した際に適切な助言をするとともに、育児不安や産後うつ症状の早期発見・早期対応を行う。							
対象者等	妊婦：妊娠届出や妊婦面接等により、妊娠中からの支援が必要と判断した特定妊婦等 産婦・新生児：生後4か月までの乳児と産婦（区内に里帰りしている者を含む）							
内容	保健師、会計年度任用職員（保健業務指導員）及び新生児訪問指導員（依頼助産師等）が訪問指導を行い、保護者の育児不安の軽減や孤立化を防ぐ。また、産後うつ、育児困難、多胎等、育児支援を要する母及び家族に対して、ゆりかごプランに基づき関連事業の利用を勧めるなどの支援を行う。							
経過	平成13年度 新生児訪問事業と妊産婦訪問事業を統合 平成19年度 第一子全数訪問とした。 平成20年度 出生児全数訪問とし、エジンバラ産後うつ質問票を活用 平成21年度 出生数増加に対応するため、非常勤助産師の定員を3名に増員（助産師会への委託から変更） 平成22年度 日本助産師会への訪問委託から助産師等個人への訪問依頼に変更し、依頼訪問件数の増加を図った。 平成30年度 多言語対応のため、翻訳機能を持ったタブレット端末を導入した。 令和元年度 次世代包括支援センターにおける支援の一環として、ゆりかご面接時に支援プランの作成を開始し、面接担当者を非常勤2名体制とした。 令和 5年度 3月より出産・子育て応援事業（経済的支援）と妊娠後期アンケートを開始した。							
必要性	妊産婦及び新生児の健康状態や生活環境等を把握し、適切な指導・助言や疾病や異常の早期発見・治療等へと繋げることにより、妊産婦及びその家族が安心して出産・育児に臨むことができるようになる。							
実施方法	☐ （一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 平成21年度までの一部委託先：日本助産師会荒川区支部 平成22年度より一部委託先：助産師保健師への個別契約							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	訪問延件数（新生児（保健師＋会計年度任用職員））	782	880	792	818	-	6年度は3～5年度の平均
	②	訪問延件数（妊産婦（保健師＋会計年度任用職員））	872	985	864	925	-	6年度は3～5年度の平均
③	訪問延件数（委託）	731	709	812	750	-	6年度は3～5年度の平均	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進	重点的に推進		ひとりでも多くの家庭が安心して子育てができるよう、妊娠期から早期に切れ目ない支援を実施することは、虐待予防につながり、生涯健康づくりの要になることから、重点的に推進する。					

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	2,870	報酬	会計年度任用職員報酬	2,933	報酬	会計年度任用職員報酬	3,912
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	574	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	610	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,454
共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	584	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	575	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	829
報償費	訪問指導員謝礼	5,098	報償費	訪問指導員謝礼	5,723	報償費	訪問指導員謝礼	5,837
需用費	訪問用消耗品	203	需用費	訪問用消耗品	329	需用費	訪問用消耗品	452
役務費	小票把握分通知用	15	役務費	小票把握分通知用	16	役務費	小票把握分通知用	22
償還金利子等	国・都補助金返還金	1,120	償還金利子等	国・都補助金返還金	528			

備考	物件費の増加は、消耗品費の増加によるところが大きく、内訳は需用費329千円、役務費16千円、旅費86千円である。補助費等の増加は、報償費の増加によるところが大きく、内訳は報償費5,723千円、国・都補助金返還金528千円である。
問題点・課題	・妊娠届出後に全数把握し、社会的に支援が必要な妊婦に対しサポートプランの作成に努め、早期に母子保健と児童福祉の一体的支援を強化していく必要がある。 ・外国籍の妊産婦の中には、経済的に不安定な家庭もあり、育児文化や言語の違い等に対応した支援を強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	出産子育て応援交付金の経済的支援と連動して、早期の新生児訪問を行う。			出産子育て応援交付金が区民に周知され、早期の新生児訪問を実施し、経済的支援と同時に必要な育児情報の提供、支援を行うことができた。			育児の孤立化等を背景に、育児不安や養育困難のある産婦とその家族への支援を、さらに充実していく。		
②	長期里帰りの方は里帰り先での訪問が受けられるよう情報提供を行っていく。			妊娠後期のアンケートを送る際、里帰りする方への予防接種や新生児訪問に関する手続きについて、案内を同封した。			里帰りする方が増えており、里帰り先でも育児に困らないよう情報提供を実施していく。		
③	外国籍の妊産婦に対する支援について、より適切な支援方法の検討を進めていく。			外国籍妊婦において、経済基盤などが不安定な方を早期にスクリーニングできるよう項目を検討し、担当者で共有した。			外国籍の方には、日本における育児支援を分かりやすく伝えられるよう、案内の方法について検討していく。		
他 施 区 区 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成22年2定 暴力の連鎖を食い止める環境づくりや虐待予防のための保護者に対する育児支援の積極的な取り組みの必要性								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-22		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子育てファミリー事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-08		子育てファミリー事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	母子健康法第14条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	子育て世代を対象に家族の健康を目標として子育て支援を行う。							
対象者等	乳幼児期の子を持つ保護者							
内容	1 子育てハッピー講座 ・5か月児 年24日 栄養士が離乳食づくりについて講話をし、実際に調理体験や試食をしてもらう。 また、歯科衛生士から赤ちゃんの口の発達について講話を行う。 ・1歳児 年12日 栄養士が幼児食について講話をし、レシピの紹介や調理実演を行い、試食をしてもらう。 また、歯科衛生士から歯のみがき方について講話を行う。 ・イヤイヤ期（2歳児前後） 年2回 臨床心理士が「イヤイヤ期の子どもの心理」等について講話を行う。 2 アレルギー予防講演会（通年齢） 年1回 アレルギーに関する正しい知識及び効果的な予防法の普及・発症予防を図る。							
経過	平成18年度 乳幼児の健康教育として育児教室をそれぞれ開催 平成19年度 対象を子育て世代までに広げ、継続して参加できる「家族の健康」を目標とした事業として 組み替え、内容を充実させて実施 平成30年度 子育てハッピー講座「ママはここにこ～イヤイヤ準備期」を「イヤイヤ期」に名称変更。 実施回数を年10回に変更し、対象年齢を1歳7か月～2歳3か月に変更 令和2年3月 コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を休止。離乳食教室の動画を作成し、CATV 及び区ホームページで閲覧可能とした。 令和3年11月 「イヤイヤ期」の動画を区ホームページで閲覧可能とした。 令和4年2月 休止していた子育てハッピー講座（5か月児）の実施方法を見直して再開 令和6年4月 休止していた子育てハッピー講座（1歳児）の実施方法を見直して再開 9月 休止していた子育てハッピー講座（イヤイヤ期）を年2回再開							
必要性	保健師、栄養士、歯科衛生士による講話などを通して、保護者が月齢に応じた子どもとの接し方などについて学ぶことができる。また、同じ月齢の子を持つ保護者同士が交流をすることにより、保護者の孤立化を防ぎ育児不安を軽減することができる。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 5か月児、1歳児は栄養士・歯科衛生士が運営、イヤイヤ期は保健師が運営。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	5か月児向け講習会参加者数	85	405	396	480	768	※年度により参加定員は異なる
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	こどもの健康づくりを通じて家族全体の健康づくりにつながる事業であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,437	5,763	3,326	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	795	636	▲ 159		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	163	376	213		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,395	▲ 6,775	▲ 3,380
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,395	6,775	3,380	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,395	▲ 6,775	▲ 3,380
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,395	▲ 6,775	▲ 3,380

備考

物件費の内訳は、調理材料費、テキスト代等の消耗品費である。

問題点・課題

コロナ禍より休止している、子育てハッピー講座のイヤイヤ期、アレルギー予防講演会について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	アレルギー予防講演会の講座内容をホームページを活用して伝えていく。	アレルギー予防について東京都が実施する子供から大人までのアレルギー教室の案内をホームページで伝えた。	アレルギー予防講演会等休止している事業の実施について検討する。4年ぶりの開催となる為内容が充実するよう取り組む。
②			
③			

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-23		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	すくすくサポート事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-09	すくすくサポート事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	母子保健法第2条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	妊娠中及び出産後は、妊産婦にとって心身の不調をきたしやすい時期であることから、個別・グループ支援を行うことで、妊産婦の心の健康の維持・増進を図る。 子どもに発達上の問題があった場合や家族の要因から生じる、育児困難感や保護者の孤立を防止する。							
対象者等	育児困難を抱える母親・家族							
内容	・ ママメンタルサポート事業 産後うつ傾向の症状を持つ親に対し精神科医師による個別相談を行い、早期に適切な支援を行う。 ・ I・スペース 育児不安等が強い母親を対象にグループケアを行い、健全な育児が継続できるよう支援する。 ・ 特別育児相談 育児方法について、個別に支援する必要性が高い対象に対して予約制の育児相談を行う。 ・ めだかタイム・ぱんだタイム（親子教室） 発達障害の疑いのある児や育児不安を抱える保護者を、集団遊び・小グループ活動を通じて支援する。 ・ 小さく生まれた赤ちゃんの交流会 同じ悩みを抱える他の家族と交流することによって孤立化防止を図るとともに、子どもの発達上の問題がある場合、早期に療育や障がい児施策につなぐことを目的として実施。							
経過	平成19年度	事業開始。ママメンタルサポート月2回。Iスペース月1回。特別育児相談定員各回5名						
	平成20年度	Iスペースを月2回に変更。特別育児相談定員を10名に変更						
	平成22年4月	小さく生まれた赤ちゃんの交流会を開始（月1回）						
	平成22年5月	特別育児相談におっぱいサロンを併設						
	平成23年度	めだかタイムを月2回に増やし、内1回を「ぱんだタイム」に名称変更（2グループ開催）						
		小さく生まれた赤ちゃんの交流会において保育を開始						
	平成29年度	小さく生まれた赤ちゃんの会の講演回数を年3回に変更						
	令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、Iスペース・特別育児相談・めだかタイム等中止						
	令和4年度	Iスペース月1回を再開						
	令和5年度	小さく生まれた赤ちゃんの会を再開（年1回）						
必要性	妊娠を届け出た段階で、精神疾患の既往を有する妊婦が2割程度存在していることや、妊娠中及び出産後の環境や求められる役割の変化等から、妊産婦に対するメンタル面の支援を行う必要性は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ママメンタルサポート事業利用者数	77	87	70	72	-	6年度は3人（定員）×2回×12月
	②	Iスペース利用者数	0	29	42	120	-	6年度は10人（定員）×12月
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進	重点的に推進		育児困難を感じている保護者の心理負担を軽減するための事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		3,055	3,091	1,155	1,495	2,952	3,170	3,219
決算額（6年度は見込み）		2,983	2,863	774	665	950	1,250	3,219
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	ママメンタル利用者数	94	79	65	77	87	70	76
	Iスペース利用者数	104	79	0	0	29	42	50
	特別育児相談利用者数	15	9	0	0	0	11	15
	めだか・ぱんだタイム利用者数	143	142	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師雇上等	942	報償費	医師雇上等	1,234	報償費	医師雇上等	3,130
需用費	色上質紙等	7	需用費	色上質紙等	0	需用費	色上質紙等	52
役務費	案内通知用	1	役務費	案内通知用	16	役務費	案内通知用	37

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,741	4,397	2,656	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8	16	8		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	942	1,234	292		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	116	287	171		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,807	▲ 5,934	▲ 3,127
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,807	5,934	3,127	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,807	▲ 5,934	▲ 3,127
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,807	▲ 5,934	▲ 3,127	

補助費等の内訳は、医師・保育士の雇上げや講師謝礼である。5年度の増は、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う事業実施の増によるものである。

問題点・課題	・女性にとっての大きなライフイベントである出産において、妊娠期から産後、育児期までの切れ目ないメンタルサポートが重要であり、ママメンタルのニーズは高い状況であるため、医師の確保も踏まえ、安定した事業運営が出来るようにしていく。 ・小さく生まれた赤ちゃんの保護者は、発達の不安が多いので、継続して情報提供していく必要がある。 ・めだかばんだタイムは児童発達支援事業所が増え、より専門的な療育への紹介が望ましいため事業は終了の方向とし、保護者に対し児の発達を伸ばす関わりについて広く普及啓発する方向へ切り替える。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染症対策は5類移行に伴い、見直しを検討する。	小さく生まれた赤ちゃんの講演会を実施した。	引き続き講演会を実施し、より役立つ情報提供を実施する。
②	コロナ禍の母子が孤立しやすいことから、ママメンタルやIスペースを周知していく。	ママメンタル・Iスペースについては、家庭訪問や乳児健診で事業の周知ができた。	ママメンタルの安定的な実施のため、医師確保の情報を収集する。
③			昨今の児童発達支援事業所増によりめだかぱんだタイムを引継ぐよう関係機関と調整していく。

他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状 況(要旨)			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-24		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	小児慢性特定疾病医療費助成		部課名	健康部健康推進課	課長名	田久保		
			担当者名	山田	内線	433		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	---							

	01-03-01		小児慢性特定疾病医療給付					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も医療費助成の対象とする。							
内容	【医療給付】 小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当するかを審査し、基準該当者に対して受給者証を発行し、該当疾患に関する医療費及び入院時食事療養費の一部支給を行う。 【日常生活用具給付】 児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない小児慢性特定疾病医療受給者に対し、要綱に定める日常生活用具を給付する（収入状況に応じた自己負担あり）。 【自立支援】 自立支援員（保健師等）が小児慢性特定疾病児童等の状況・希望等を踏まえ自立及び就労に向け、地域における各種制度の活用について関係機関との調整、小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた計画を作成する支援やフォローアップ等を実施する。							
経過	昭和49年 平成17年4月1日 厚生事務次官通知により事業実施 厚生事務次官通知に基づく事業から児童福祉法に基づく事業となる。 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。 平成26年3月 平成27年1月 令和元年12月 令和2年7月 荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を制定 児童福祉法一部改正 荒川区小児慢性特定疾病審査会条例制定（令和2年7月1日施行） 区立児童相談所の設置に伴い事業が都から区へ移管							
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担の軽減及び健全な育成と自立の促進を図る上で必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	小児慢性特定疾病医療費受給者証 所持者数（人）	126	108	129	121	-	6年度見込みは3～5年度の平均
	②	日常生活用具給付件数（延数）	4	3	1	2	-	6年度見込みは3～5年度の平均
	③	講演会数	4	4	4	4	-	6年度見込みは3～5年度の平均
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	令和2年7月の区立児童相談所の設置に伴い、区の事業となった。小児慢性特定疾患に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。					

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

施 状 況

況（要旨）

(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

給付審査については、江戸川区、世田谷区、港区、中野区も実施。

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-27		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	母子健康手帳交付費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上村		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-04-01		母子健康手帳交付費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	母子保健法第16条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	妊娠・出産・育児に関する健康記録、予防接種・小児の疾病記録等を一冊にまとめて記載し保存できるように交付する。また、妊娠期から子育て期までに必要な情報や知識が網羅された最良のテキストであるため、保護者の利用促進を図る。							
対象者等	妊娠届出をした妊婦（再交付を含む）							
内容	妊娠届出をした妊婦に対し「保健サービス案内一式」を交付する。 （保健サービス案内一式の内容） 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票（14回分）、妊婦超音波健康診査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票、先天性代謝異常等検査のお知らせ等							
経過	平成11年度 平成16年度 平成26年度 令和元年度 令和5年度	プライバシー保護の観点から、出生通知票を葉書から封書に変更 出生通知書を保護シール付の葉書様式に変更。また、母と子の保健バッグに同封していた冊子「予防接種と子どもの健康」を、予防接種予診票との同時配布に変更 戸籍住民課及び各区民事務所で受理した妊娠届出書の回収周期を月1回から週1回に変更 妊娠届出書をアンケートと一体化したものに変更 妊娠届出者に対するゆりかご面接開始。内容充実等のため、アンケートを届出書から分離 支援体制の一本化のため戸籍住民課での妊娠届出書の受理を廃止 母子保健法第16条に基づき交付する母子健康手帳について、東京都が策定した子供手帳モデルを任意様式として、省令様式とあわせて作成されたものを交付開始 令和6年2月、妊娠届に関するマイナポータル（ぴったりサービス）による電子申請及びゆりかご面接のネット予約（LoGoフォーム）を開始						
必要性	妊娠期の母体及び胎児の記録や出生後の児の成長の記録をすることにより、乳幼児の健康管理に役立てるため、母子健康手帳の交付は法律上定められたものである。また、全ての妊婦と初めて出会う機会であり、妊娠期からの切れ目ない支援に繋げる上で交付時の面接は必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 交付件数	2,041	1,963	1,694	1,899	-	6年度見込みは3～5年度の平均	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			1,328	1,332	1,531	1,490	1,612	1,631	1,658
決算額（6年度は見込み）			1,185	1,296	1,391	1,339	1,311	1,581	1,658
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	交付冊数		2,119	1,921	1,928	2,041	1,963	1,694	1,899
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	母子保健バッグ等	1,172	需用費	母子保健バッグ等	1,449	需用費	母子保健バッグ等	1,505	
役務費	出生通知用はがき等	139	役務費	出生通知用はがき等	132	役務費	出生通知用はがき等	153	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	696	694	▲ 2	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1,311	1,581	270		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	163	181	18		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	163	181	18		
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	45	▲ 2		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,891	▲ 2,139	▲ 248		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			2,054	2,320	266	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 1,891	▲ 2,139	▲ 248
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 1,891	▲ 2,139	▲ 248	

備考

行政費用としては、物件費が増加している。物件費の内訳としては、需用費が1,449千円、役務費が132千円である。

問題点・課題

- ・母子健康手帳本体の情報がありあまり利用されていない現状があるため、内容が毎年更新されていることを窓口説明時等に伝えていく必要がある。
- ・新しい母子保健サービスのスタートや、国や都の制度変更等で、妊娠届出をした妊婦に対して交付している資料が膨大になっている。
- ・依然、新型コロナウイルス感染症に不安を覚える方も多いため、引き続き適切な予防策を周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新たに開始する出産子育て応援交付金事業やパースデーサポート事業においても活用方法について周知できるよう取り組む。	「出産子育て応援交付金事業」と「パースデーサポート事業」をリンクする形で、ホームページにおいて周知を図った。	周知方法について、各種事業が混在し分かりづらい。ホームページについては、内容の整理について検討を行う。
②	出産子育て応援交付金の出産応援ギフト支給対象者への周知を徹底させるため、ホームページ内容の充実を図る。	対象者への周知徹底のため、「出産子育て応援交付金事業」と合わせ、「妊娠届」「ゆりかご面接」のホームページ内容を更新した。	出産子育て応援ギフトの支給状況に合わせ、ホームページだけでなく、他媒体でも周知の検討を行う。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和5年6月会議 リトルベビーハンドブックについて

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-28		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	妊娠高血圧症候群等医療給付事務		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-05-01		妊娠高血圧症候群等医療給付事務					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	荒川区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	06 小児医療の充実						
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となる等、出生児に対する影響が著しいため、早期に適切な医療を受けることが容易になるよう、必要な医療費の助成を行う。							
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする①妊娠高血圧症候群等②糖尿病③貧血④産科出血⑤心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たす者の中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方							
内容	・妊娠高血圧症候群等の医療費助成額 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用の中で、医療保険を適用して生じる自己負担額。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。 ・申請方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦または配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書等を添付する。医療助成の対象者と認定したときは、契約医療機関にて医療を受けた場合は医療券を申請者に交付し、契約医療機関以外で医療を受けた場合は医療費を被交付者等に支払う。							
経過	昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施（実施主体は都） 昭和50年度 特別区が実施主体となる。 平成9年度 国庫補助金が一般財源化 平成18年度 日本産婦人科医会が「妊娠中毒症」から「妊娠高血圧症候群」に定義変更 平成26年度 日本糖尿病学会がHbA1cの表記を「JDS」値から「NGSP」値に変更							
必要性	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるためにも必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・支払事務を東京都国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金東京支部に委託し、都内の協力医療機関にて実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数	6	0	1	2	-		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要な事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)問題点・課題

物件費について、4年度の給付件数は0件であった。

制度内容が分かりにくいため周知方法を検討する。

問題点・課題の改善策

施狀況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		09-02-29		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		未熟児養育医療給付		部課名		健康部健康推進課		課長名		田久保			
				担当者名		上村		内線		433			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-05-02		未熟児養育医療給付									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 33（ 1958 ）年度		根拠		母子保健法第20条、荒川区母子保健法施行細則、荒川区未熟児養育事業実施要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		06		小児医療の充実							
目的		未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。したがって、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。											
対象者等		区内に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者（未熟児とは、出生児体重が2,000g以下の者、または、生活力が特に薄弱であって、要綱に規定するいずれかの症状を示す者のことをいう。）											
内容		・給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院等への入院等、移送及び食事代で、公費負担額は各種社会保険を適用して生ずる自己負担額 ・負担金徴収 母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 ・申請方法 給付の申請は保護者が行うこととし、申請書に養育医療意見書、世帯調書、各種所得証明書等を添付する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。											
経過		平成8年度から、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額（自己負担金）について、乳幼児医療証が交付されている世帯に対しては、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入制度を適用することとした。											
必要性		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助であり必要不可欠である。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)					
	①	申請件数（実人数）			37	46	35	39	-	6年度見込みは3～5年度の平均			
	②	給付件数（実人数）			41	50	41	44	-	6年度見込みは3～5年度の平均			
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助として必要な事業であるため、継続して実施する。									

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			23,262	16,673	21,639	17,532	15,703	15,090	14,564
決算額（6年度は見込み）			23,260	16,174	13,538	13,946	14,826	13,443	14,564
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	申請件数（実人数）		42	53	33	37	46	35	39
	給付件数（実人数）		42	62	49	41	50	41	44
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	養育医療意見書	2	需用費	養育医療意見書	3	需用費	養育医療意見書	3	
委託料	事務費	5	委託料	事務費	4	委託料	事務費	5	
扶助費	医療費	14,819	扶助費	医療費	13,436	扶助費	医療費	14,556	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	696	1,527	831	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	7	7	0		国庫支出金	6,274	3,355	▲ 2,919
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,137	1,677	▲ 1,460
		扶助費	14,819	13,436	▲ 1,383		分担金及び負担金	4,559	4,684	125
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	13,970	9,716	▲ 4,254
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	100	53		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,599	▲ 5,354	▲ 3,755
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		15,569	15,070	▲ 499	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,599	▲ 5,354	▲ 3,755
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,599	▲ 5,354	▲ 3,755	

借	扶助費は医療給付件数の減少により減となっている。
---	--------------------------

問	ホームページ等を活用して本制度の周知を図る必要がある。
---	-----------------------------

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き申請の勧奨等を行うと共に、支援が必要な対象者には適切な支援につながるよう申請時に状況の聞き取りを行う。	申請受付時に担当保健師につながり として支援した。	支援が必要な対象者には適切な支援 につながるよう申請時に状況の 聞き取りを行う。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定給食施設講習会		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	戸張		内線	423	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-06-01	特定給食施設講習会					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 60（ 1985 ）年度	根拠	健康増進法第18条、第21条、第22条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	区内給食施設の管理栄養士、栄養士が施設において対象者の栄養管理及び給食運営の向上を図ることを目的に実施する。また講習会を実施することで各施設間のネットワークづくりも支援していく。あらかじめ満点メニュー、栄養成分表示事業とあわせた食環境整備事業のひとつとして実施する。							
対象者等	区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士等							
内容	・ 特定給食施設栄養士講習会 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士の資質向上と、各施設間のネットワークづくりを支援するために、講習会を「病院・高齢者施設等向け」と「保育園向け」と年2回実施する。 ・ 給食施設数調査 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士、調理師数を年1回調査する。 ・ 給食施設栄養士連絡会 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士、調理師を対象に施設種類（保育園、病院、高齢者施設等）ごとに連絡会を実施する。							
経過	昭和60年度：第2ブロック共催で集団給食施設栄養管理講習会・集団給食施設栄養技術講習会を開始 平成12年度：共催で実施してきた集団給食施設栄養技術講習会を各区で開催するため廃止 平成16年度：共催で実施してきた集団給食施設栄養管理講習会を各区で開催するため廃止 平成17年度：区内独自で特定給食施設栄養士講習会を開始。年2回 （生活衛生課で開催する実務講習会にて栄養情報を提供） 平成18年度：帳票改正及び保健所移転のため保健所栄養士による説明会を実施 （栄養管理報告書の書式変更、幼児向け食事バランスガイドの活用について） 平成26年度：栄養管理報告書の書式変更 （様式が2種類から3種類に変更） 平成29年度：私立保育園等栄養士連絡会を開始 令和5年度：病院栄養士連絡会を開始							
必要性	施設の管理栄養士、栄養士は研修の機会が乏しいこと等から、栄養管理業務を行う上での最新の知識や情報が不足しがちである。法に基づく指導の一環として区が講習会を実施することにより、地域の栄養管理業務の改善が見込まれる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 「病院・高齢者施設等向け」、「保育園向け」とそれぞれの職務に沿った講義内容を決め、講師を選定して講習会を行う。（年2回）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	特定給食施設栄養士講習会参加率(%)	30.1	70.4	65.8	69.8	100	R2未実施、R3オンライン、R4より集合形式を再開
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことと定められているため、継続して実施する。（健康増進法第18条）					

(単位：千円)問題点・課題

物件費は消耗品費、補助費等は講師謝礼で構成されている

区内給食施設の栄養担当職員は一人職場が多く、施設間の情報共有が重要となるため、地域の栄養管理担当者間のネットワークづくりが必要である。また、栄養士講習会では施設間でニーズも異なるため、講習会のテーマの選定は検討課題となっている。講習会や連絡会のテーマや開催方法、開催時期等については、施設側の要望も踏まえ検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

議 会 質 問 状
況（要 旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯科衛生相談室		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-01	歯科衛生相談室					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	地域保健法第6条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第10条			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	う蝕などの口腔疾患の予防と口腔衛生の向上を目的として、乳児から3歳未満児を対象に、歯科医師による定期健診・相談及び歯科衛生士による予防処置等を行う。また、ふれあい館等の集団の場を活用し、保護者等を対象にして歯科衛生士が口腔健康教育を行う。							
対象者等	乳児から3歳未満児およびその保護者（歯科相談室） ふれあい館の幼児タイム等の利用者（所外口腔健康教育）							
内容	1 歯科相談室 ・周知方法 区報・ホームページ・子育てハッピー講座・1歳児対象の送付物・1歳6か月児健診等で周知する。 ・内容 ①歯科医師による健診・相談 ②歯科衛生士による予防処置 2 所外口腔健康教育 ・ふれあい館等での口腔健康教育							
経過	平成10年度 「口腔健康教育」事業を歯科相談室に統合 平成12年度 開設回数48回/年→40回/年に回数減 平成15年度 開設回数40回/年→38回/年に回数減、歯科健診対象者を4歳未満から3歳未満に引き下げ、 う蝕罹患児は地域歯科医療機関でフォロー 平成17年度 開設回数38回/年→36回/回到回数減 平成25年度 個別保健指導時に希望保護者（各世帯主たる保育者1名）対象にRDテストを実施 平成29年度 個別保健指導時に希望保護者対象（人数制限なし）にRDテストを実施 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止 令和 4年度 4月から再開							
必要性	早期から歯科健診や健康教育を受けることにより健康な口腔を保ち、健康な日々を過ごせるようにするため必要性は高い。また、定期的な来所が育児支援の機会となっているため、重要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 歯科相談室：予約制・年36回、所外口腔健康教育：依頼に基づき実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	1歳6か月児う蝕罹患児率（％）	0.7	0.5	0.6	0.4	0.4	う蝕罹患児数／受診児数
	②	3歳児う蝕罹患児率（％）	7.9	3.8	4.1	3.0	3.0	う蝕罹患児数／受診児数
③	12歳児一人平均う蝕数（歯）	0.64	0.52	0.50	0.50	0.50	う蝕歯数／受診児数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	乳幼児および保護者の口腔保健向上のため必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,180	1,269	1,269	1,172	1,163	1,170	1,205
決算額（6年度は見込み）		1,161	1,233	193	173	1,162	1,169	1,205
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	歯科健診・個別保健指導者数	684	532	12	0	232	451	540
	予防処置者数	688	475	10	0	179	364	500
	RDテスト	257	170	3	-	-	228	250

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	歯科医師	997	報償費	歯科医師	1,004	報償費	歯科医師・歯科衛生士	1,040
需用費	歯科健診用器具器材等	165	需用費	歯科健診用器具器材等	165	需用費	歯科健診用器具器材等	165

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	696	694	▲ 2	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	165	165	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	997	1,004	7		使用料及び手数料	229	433	204		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	229	433	204		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	47	45	▲ 2		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,676	▲ 1,475	201		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	1,905	1,908	3		通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,676	▲ 1,475	201		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,676	▲ 1,475	201				

備考

物件費は消耗品費165千円、補助費等は歯科医師の報償費1,004千円で構成されている。

問題点・課題

乳幼児歯科健診での当区のうち歯罹患率は、他区の状況と比較して中位であり（令和4年度：1.6歳児は23区中12位、3歳児は8位）、就学後の12歳児も中位に留まっている（令和4年度：一人平均う歯数23区中14位）。う歯予防と口腔機能の獲得への支援、フッ化物配合歯みがき剤の効果的な使用方法の啓発、かかりつけ歯科医での定期健診を勧奨するなど、今後も引き続き、歯科保健施策における他機関との課題の共有、解決に向けた施策の検討を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	1歳児対象の送付物にチラシを同封することで対象者への確実な周知を図り、受診者数の回復に対応できる体制を整える。	1歳児対象にチラシを送付し、受診者数は10月末時点で前年度を上回り回復している。フッ化物塗布も同日実施できる体制を整えた。	フッ化物配合の歯みがき剤の使用方法に関する新しいガイドラインの周知を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区）			
	対象年齢や実施方法（個別・集団）は各区で異なる。			

況 議 会 質 問 状 態	平成11年度予算特別委員会、平成15年度決算特別委員会、平成16年決算特別委員会 フッ化物の有効性および安全性について 令和元年度2月会議 歯の健康について 令和4年度11月会議 歯及び目の健康について 令和5年度11月会議 小児歯科矯正への費用助成について
---------------------------------	---

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-32		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害者歯科対策事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-08-01		障害者歯科対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援						
目的	障がい者の口腔内の状態は良好とは言えず、むし歯や歯周病などの罹患率が高い。口腔衛生管理も困難なことが多く、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、健診や個別指導を行いながら、口腔疾患の重症化予防を強化し必要な受診勧奨を行う。また、自己管理や医療機関での定期的な受診が可能となるよう支援を強化し、「かかりつけ歯科医」等地域で支える障がい者歯科医療の推進を行う。							
対象者等	心身障がい者等							
内容	・ 障がい者歯科相談室 実施期間：年10回・予約制 周知方法：障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内容：歯科健診・保健指導・歯みがき指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 ・ 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年約8回 内容：口腔健康教育・歯みがき指導							
経過	平成12年度 健診歯科医師を2名から1名に減 平成16年度 障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度 障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増。年12回→年16回 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止 令和 4年度 健診実施場所を保健所歯科相談室から各障がい者施設に変更し再開 各施設毎に担当歯科医師を荒川区歯科医師会から選出							
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯みがきを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を、個別または作業所等の福祉施設で継続して行う必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診希望者数	235	235	235	235	-	かかりつけ歯科医のある者 ／障がい者歯科相談室受診希望者	
	② かかりつけ歯科医のある者の割合	71.5	72.0	75.0	80.0	90.0		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		かかりつけ医の推進、障がい者施設での口腔ケアの推進を行うことで障がい者の口腔保健の向上につながる事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			847	848	650	548	545	544	562
決算額（6年度は見込み）			842	815	50	53	512	530	562
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	受診者数		289	247	休止	休止	155	156	200
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	歯科医師・歯科衛生士	462	報償費	歯科医師・歯科衛生士	480	報償費	歯科医師・歯科衛生士	512	
需用費	器具・器材	50	需用費	器具・器材	50	需用費	器具・器材	50	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	696	694	▲ 2	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	50	50	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	462	480	18		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	47	45	▲ 2		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,255	▲ 1,269	▲ 14
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	1,255	1,269	14	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,255	▲ 1,269	▲ 14	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,255	▲ 1,269	▲ 14		

備考

物件費は消耗品費50千円、補助費等は歯科医師等の報償費480千円で構成されている。

問題点・課題

障がいのある方にとっては、日常的な口腔ケアだけでなく、歯科医療機関等での定期的な歯科健診や予防処置を受けることがより重要である。日常的な口腔ケアを身に付け、身近なかかりつけ歯科での受診ができるよう、施設ごと健診や個別の歯みがき指導を定期的に行い、口腔内の状況を維持することが必要である。また、家族や施設の職員が日常の口腔ケアの介助や定期的な歯科健診、予防処置の大切さを理解できるよう、引き続き普及啓発を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	歯科健診結果のお知らせ用紙をその後の受診行動について受診者と施設職員に明確に伝わるよう担当歯科医師と協議のうえ改訂する。	健診結果だけでなく、その後の受診のタイミングや必要な治療内容についても記載したことでかかりつけ歯科の受診につながった。	個別の歯みがき指導については、各施設や受診者のニーズと状況を把握した上で、再開させる。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	（ 実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区 ）
	平成12年度決算特別委員会 障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-33		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-09-01	精神保健事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 41（ 1966 ）年度	根拠	精神保健福祉法(46, 47, 49条)、地域保健法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	(1, 2, 6条)					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	精神障がい者の早期治療の促進、社会復帰、及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、区民のこころの健康の保持増進を図る。							
対象者等	一般区民							
内容	1 精神科医師による相談を行うとともに、保健師地区活動との連動により地域精神保健福祉活動を行う。 ・こころの健康相談（月5回、予約制、家庭教室含む） ・保健師による家庭訪問、来所・電話相談（随時） 2 こころの健康の保持・増進や、精神障がいへの理解促進を図るための普及啓発活動を行う。 ・普及啓発：講演会（年1回）、依頼による健康教育、区報等を利用した知識の普及 ※区内精神障がい者は推定2,097人（精神障害者保健福祉手帳の交付件数：平成29～30年度累積交付数推計、都立中部総合精神保健福祉センター調べ）							
経過	平成18年度 組織改正により障害者福祉課へ事務移管 平成22年度 思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を実施 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正、24条通報⇒23条通報 平成28年度 組織改正で障害者福祉課から一部事務移管（普及啓発・相談）ひきこもり個別相談は、こころの健康相談で、精神障がい者をかかえる家族支援は、家族相談会で実施 平成30年3月 厚労省から措置入院患者の退院支援、長期入院患者の地域移行支援のためのガイドライン提示 平成30年4月 不登校・ひきこもり・発達障がいの家族（当事者含む）の自主グループ「たびたちの会（平成29年度結成）」の定例会に参加 令和 4年度 家族相談会に、ピアサポーターが参加し、当事者としての助言指導を実施 令和 5年度 3年ぶりに精神保健福祉講演会を再開、「子どものネット依存予防」「心と眠りの取り扱い説明書」を実施							
必要性	一般区民のメンタルヘルスの維持増進、及び、当事者の治療、社会復帰を支援するために、心の健康の普及啓発及び、精神科医師や保健師が相談に応じる必要がある。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 普及啓発：講演会、健康教育 相談：精神科医による相談（月5回、予約制）、保健師による相談（随時）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	相談者数	147	160	179	180	180	健康推進課調べ
	②	精神保健講演会 参加者数	0	0	104	120	150	健康推進課調べ
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	区民がこころの病気の予防や早期対処ができるよう、精神科医を含めた相談体制及び、ピアサポーターを活用した家族支援の場を継続する。ひきこもりやわかもの支援の部署と連携し個別支援を実施していく。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	418	1,458	1,040	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	43	54	11		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,440	1,674	234		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	28	95	67	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,929	▲ 3,281	▲ 1,352	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	1,929	3,281	1,352	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,929	▲ 3,281	▲ 1,352	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,929	▲ 3,281	▲ 1,352			

備考	物件費の内訳は、消耗品費に47千円、補助費等の内訳は、精神保健相談医師の雇上げに1,674千円となっている。
----	--

問題点・課題	近年、精神通院の医療費助成の申請数が増加し、メンタルヘル스에問題を抱える方が増加しているため、精神疾患の予防や早期発見・早期対応ができる仕組みづくりを引き続き推進する必要がある。都が法廷事業として実施する入院者訪問支援事業を活用し、医療保護入院中の当事者の地域生活移行を調整する必要がある。また、通常支援（47条支援）に留まっている措置入院患者の退院支援の体制については、関係部署及び関係機関との調整が必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	家族教室で、精神保健福祉に関するミニ講座を実施する。令和6年精神保健福祉法改正に向けた準備を行う。	家族教室でのピアサポーターの話や、精神保健福祉に関するミニ講座は好評であり、新規参加者やリピーターの獲得につながった。	地域の相談支援や連携強化のため、精神事例検討会の実施や、措置入院患者の退院支援等に向けた調整を行っていく。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
状況(要旨)	平成29年度2月会議 精神病患者への支援について 平成30年度6月会議 ひきこもり対策について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-34		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	薬物・酒害対策事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-09-02						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 8	（ 1996 ）	年度	根拠	精神保健福祉法、アルコール健康障害対策基本法、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	ギャンブル等依存症対策基本法			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	アルコールや薬物等の依存症による健康障害を有する当事者・家族等に対する支援を行うとともに、相談事業等から把握できる依存症に関する実態をもとに、講演会や小中学校等を対象に薬物乱用防止対策のための普及啓発を行い、安心して暮らすことができる社会の実現を図る。							
対象者等	一般区民							
内容	・アルコール・薬物依存症相談：精神科医師と民間相談員による専門相談。月2回（予約制） ・様々な依存症に関する相談を受け、家族関係や家庭環境に応じた対応方法の相談や、医療機関・自助グループの紹介等を行い、区民の健康の回復と社会復帰を促進する。 ・保健師による随時の相談（家庭訪問、面接相談、電話相談等） ・依存症に関する講演会を行い普及啓発を図る。（講演会年1回） ・区内小中学校を対象に薬物乱用防止教育を行う。※区内中学校10校、小学校24校に、薬物乱用防止荒川地区協議会と警察署、当課で分担。国内初で区内に設置された薬物依存リハビリ施設（ダルク）の協力を得て実施。回復者の実体験を聞くことは説得力があり、予防教育効果が高い。 ・ゲームスマホ依存予防に関する健康教育の依頼が小学校からあり、令和5年度に初めて実施。							
経過	平成13年2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール及び薬物依存のリハビリ施設回復者による民間相談員を導入。 平成15年度 薬物と酒害に関する関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会を開催。 平成17年度 薬物酒害と精神保健福祉に関する関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とする。 平成18年度 当事業は、障害者福祉課に移管。 平成20年度 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。 平成25年度 アルコール健康障害対策基本法が成立。 平成28年度 当事業は、健康推進課へ移管。 平成30年度 ギャンブル等依存症対策基本法公布。							
必要性	アルコールや薬物等依存症は当事者に病識が乏しく、専門相談を軸としたアプローチが不可欠である。また、ゲーム障害やギャンブル・ネット依存症の相談窓口としても利用が期待される。さらに、薬物依存症回復者の体験談による普及啓発は、薬物乱用防止効果がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 相談：精神科医と回復者による依存症専門相談（月2回、予約制）、保健師による相談（随時）。啓発：依存症講演会、及び区内の薬物依存リハビリ施設と連携した小中学校の健康教育。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医師等専門相談者延べ人数	42	39	55	58	60	酒害相談
	②	保健師による相談者延べ数	269	348	534	550	600	訪問、面接、電話、関係機関（依存症）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	精神保健福祉法とアルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、事業を継続実施する。また、新たな健康課題となるネット依存予防をライフステージの早い時期から実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	418	625	207	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	26	155	129		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	735	969	234		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	28	41	13		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,207	▲ 1,790	▲ 583
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		1,207	1,790	583	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,207	▲ 1,790	▲ 583	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,207	▲ 1,790	▲ 583	

備考	補助費等の内訳は、精神科医師・相談員の雇上げに969千円となっている。相談希望者が多く相談回数を増やし、また予防教室の依頼回数が多かったため、234千円増となっている。
----	--

問題点・課題	新型コロナウイルス感染症による外出自粛などで、アルコールやネット依存、ゲーム障害などの増加により、様々な依存症予防と回復の普及啓発に取り組む必要がある。特に、小中学校（養護教諭）から、児童・生徒のネット依存の予防対策に向けての相談があることから、薬物乱用予防教室及び、精神保健福祉講演会などにおいて、ネット依存に関する予防の普及啓発をしていく必要がある。薬物依存では、近年、過量服薬（オーバードーズ）や処方薬依存が増加していることから、生活衛生課所管の薬防協事業との連携を強化しながら取り組む必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	これまでのアルコールや薬物依存への普及啓発・相談対応に加え、ゲーム・ネット依存についても予防の推進を図る。	区民向けにスマホ・ネット依存に関する講演会、及び学校と連携して児童のスクリーンタイムの実態を把握し、ゲーム・スマホ依存の予防教育を実施した。	薬物乱用予防教室で、過量服薬（OD）を強化するとともに、「電子スクリーン症候群」の普及啓発を乳幼児健診で実施する。
②			
③			
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 質 問 状 ）	（実施 19 区 未実施：千代田区、品川区、葛飾区（R4. 8. 12現在）	未実施 3 区 不明	0 区）
況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	平成30年度2月会議 アルコール依存症について 令和5年12月 若者支援健全育成調査特別委員会 オーバードウズの増加		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-35		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	母子保健システム運用管理費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	上村		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-10-01		母子保健システム運用管理費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	母子保健法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 他			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	これまで個別に管理していた妊産婦及び乳幼児に関する情報について、統合的に管理することが可能な情報システムを導入することにより、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たり、特定個人情報の適切な管理・運用を行う。							
対象者等	妊産婦・乳幼児およびその同居者等							
内容	- 各事業における情報の管理・運用 エクセルや紙媒体で管理している母子保健事業に係る情報をシステムに登録し、管理する。また、住民記録システム、予防接種システム等と連携することにより、フォローが必要な妊産婦・乳幼児等について、迅速かつ確実な情報の収集及び対応を行う。 - マイナンバー制度対応 中間サーバに情報連携用のデータの副本登録をすることで、他自治体からの情報照会に自動で応答する。 - 子ども家庭総合センターとの情報の連携・共有 児童相談所システムとの情報連携等により、子ども家庭総合センターと情報の連携・共有体制を強化する。							
経過	平成29年10月 情報システム運営委員会（システム計画の承認） 平成29年12月 個人情報保護運営審議会（電子計算組織の新規開発及び保有個人情報の記録項目の設定について承認） 平成30年1～3月 荒川区母子保健システム導入及び運用保守委託に係るプロポーザルの実施 平成30年4月 株式会社両備システムズと契約締結 平成31年4月 母子保健システムの運用開始							
必要性	妊産婦・新生児に対する切れ目のない、かつ正確で継続的な支援やマイナンバー制度における情報連携への対応等に資するため、事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 導入及び運用保守業務をプロポーザル方式により選定した事業者へ委託し、実施する。（導入1年、保守5年、荒川区母子保健システム導入及び運用保守委託契約64,368千円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	副本登録率（妊娠の届出）	100	100	100	100	100	副本登録数／妊娠届出者数
	②	システム障害発生件数	0	0	0	0	0	システムの停止を伴う障害件数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	母子保健事業全体を統括するシステムであり、切れ目のない支援を行い、児童相談所システムと連携をしていくために欠かせない事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			80,899	13,501	10,979	11,222	12,641	12,339	16,843
決算額（6年度は見込み）			45,524	12,998	9,611	10,928	12,350	11,508	16,843
実績 の 推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	システム障害発生件数		-	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	帳票印刷費用等	291	需用費	帳票印刷費用等	220	需用費	帳票印刷費用等	443	
役務費	仮想サーバ利用料等	5,756	役務費	仮想サーバ利用料等	5,572	役務費	仮想サーバ利用料等	6,283	
委託料	保守委託経費等	6,303	委託料	保守委託経費等	5,716	委託料	保守委託経費等	10,117	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,361	1,041	▲ 4,320	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	12,350	11,508	▲ 842		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	1,597	1,597
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	1,597	1,597
		賞与・退職給与引当金繰入額	358	68	▲ 290	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 18,069	▲ 11,020	7,049	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	18,069	12,617	▲ 5,452	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 18,069	▲ 11,020	7,049	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 18,069	▲ 11,020	7,049		

備考

物件費の内訳は、需用費220千円、役務費5,572千円、委託料5,716千円である。

問題点・課題

母子保健システムは、令和7年度末までに政府が策定する標準仕様書に基づいた標準システムに移行される。移行に向け、令和5年度は事業者の提供するパッケージソフトの機能が、利用者として求める要件に適合している点と乖離している点を明らかにし、適合性を判断するFit&Gap分析を行い、Gapと判定された要件について、課内で検討し、対応を進めた。引き続き、標準化に向けて、予算額・課題等においても、事業者・デジタル推進課と適宜調整していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も標準システム移行に向けて意見照会が予定されているため、逐一現行システムの問題点及び対応策を検討していく。	国から依頼のあった標準仕様案に対する意見照会等について、効率的な業務を行えるよう課内で問題点を検討し、回答票を提出した。	標準システム移行に向け、国等の調査依頼において、庁内関連部署と調整し、現行システムの問題点を検討していく。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 日本コンピューター(株)（wel-mother）11区、(株)両備システムズ（健康かるて）8区、(株)アイネス（Web-Rings）1区、(株)日立製作所（保健情報システム）1区、NEC（住民方法システム）1区	（未実施 0 区 不明 0 区	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		09-02-36		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		出産・子育て応援事業		部課名		健康部健康推進課		
				担当者名		上村		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-03		出産・子育て応援事業				
		01-11-01		出産・子育て応援交付金支給事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 31（2019）年度		根拠		母子保健法第22条、ニッポン一億総活躍プラン		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		（平成28年6月2日閣議決定）		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		01 多様な子育て支援の展開				
目的		妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって行う出産・子育て応援事業を実施することにより、妊婦ならびに乳幼児およびその保護者の心身の健康の保持および増進を図る。						
対象者等		区内に居住する全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者がいる世帯						
内容		《ゆりかご・あらかわ事業》 ・妊娠届出の際に、助産師等専門職がすべての妊婦に対して面接を行い、それぞれの実情に応じた妊娠期から子育て期の支援プランを作成、面接終了時に育児パッケージを配布し、面接率の向上に資する。 ・1歳6か月健診時、アンケートを実施し、バースデーサポート事業育児パッケージを配布することにより、子育て支援の情報提供や家庭状況の把握などを行い、相談支援体制を強化する。 《荒川区出産・子育て応援交付金支給事業》 ・区が妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届や出生届を行った妊産婦に対し、出産育児関連用品や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(10万円相当)を一体として実施する。						
経過		・平成31年4月 事業開始 ・令和元年度 戸籍住民課での妊娠届出を健康推進課に集約 ・本事業を支援の起点として、令和元年度は健康推進課、子育て支援課、子ども家庭総合センター及び保育課の4課の連携により、本区における子育て世代包括支援センター機能の整備を行った。 ・子育て世代包括支援センター連絡会を定例化して、情報共有、課題への対処法の検討等を行っている。 ・令和2年7月 区立児童相談所業務開始に伴い、児童虐待未然防止の基盤づくりとしても、一層の充実が求められる。 ・令和5年3月 出産・子育て応援交付金支給事業の開始						
必要性		妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援の起点となる事業であり、子育て世代に対する支援を行う上でその必要性は高い。また、児童虐待の未然防止としても有効である。						
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員)						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 妊婦面接率（％）	79.7	86.0	92.9	86.2	100	3～5年の平均	
	② 出産応援ギフト申請率（％）			92.9	86.2	100	妊婦面接時に申請書を記載のため、妊婦面接率と同様とする。	
③ 子育て応援ギフト申請率（％）			96.0	96.0	100	新生児訪問数／対象者数 (新生児訪問時に申請書を記載)		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援の起点となる事業であり、子育て世代に対する支援に加えて、児童虐待の未然防止策としても、優先度が非常に高い事業である。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	18,283	20,603	19,956	107,522	507,391	279,022
決算額（6年度は見込み）		—	15,292	17,089	19,068	14,918	270,132	279,022
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	ゆりかご面接実施件数	—	1,681	1,679	1,563	1,836	1,649	1,682
	出産・子育て応援交付金支給件数	—	—	—	—	—	6,914	3,637

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	5,455	報酬	会計年度任用職員報酬	9,079	報酬	会計年度任用職員報酬	10,022
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	978	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,773	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,696
共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	1,139	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	1,766	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	2,216
需用費	面接用事務用品等	299	需用費	面接用事務用品等	402	需用費	面接用事務用品等	919
役務費	郵便料	1,041	役務費	郵便料	3,454	役務費	郵便料	4,049
委託料	育児パッケージ	5,774	委託料	育児パッケージ、出産・子育て応援交付金	252,515	委託料	育児パッケージ、出産・子育て応援交付金	258,120
償還金利子等	都補助金返還金	232	償還金利子等	都補助金返還金	1,143			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	15,485	20,432	4,947	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	7,295	256,594	249,299		国庫支出金	8,482	5,433	▲ 3,049
		維持補修費	0	0	0		都支出金	9,733	473,188	463,455
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	232	1,143	911		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	18,215	478,621	460,406
		賞与・退職給与引当金繰入額	559	667	108		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,356	199,785	205,141
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		23,571	278,836	255,265	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,356	199,785	205,141
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,356	199,785	205,141	

備考	物件費の増加は、出産・子育て応援交付金事業及びバースデーサポート事業開始による委託料の増加によるところが大きく、主な内訳は、需用費402千円、役務費3,454千円、委託料252,515千円である。
----	--

問題点・課題	・妊婦全数面接と妊娠後期アンケートの実施により、社会的に支援が必要な妊婦を早期発見に努める。 ・こども家庭センターへ移行に伴い、児童福祉との一体的支援に繋げ、サポートプランを提案実施し、虐待の未然防止にも努めていく。 ・妊婦面接が、妊婦にとって安心して行政に相談できるきっかけになるよう、職員の知識・技術の向上にも努めていく。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	出産子育て応援交付金事業の開始により、面接件数の増加が見込まれるため、休日面接の拡大等を検討する。	窓口混雑により面接を行えず、結果交付金支給を行えない事態を防ぐためにも面接の事前予約制を導入した。	面接を予約制にすることで窓口の混雑が緩和された。妊婦の状況に応じて適切な支援が行えるよう体制整備に努める。
②	希望者に対する妊娠8か月頃の面接も新たに追加されるため、運用マニュアルの改善に努め、支援の充実に取り組む。	妊娠後期アンケートについて、当初は紙での申請のみであったが、妊婦の利便性も鑑み、電子での申請も可能とした。	後期アンケート配付において、出産を控えた妊婦や家族に、必要な情報が効果的に伝えられるよう、案内を工夫していく。
③			令和7年度から、子ども・子育て支援法上の給付金等へ変更されるため、スムーズな移行ができるよう検討する。

他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							

況 (要 旨)	平成30年度9月会議	子育て世代包括支援センターについて
	平成30年度2月会議	出産・子育て応援事業の実施による児童虐待の未然防止効果について
	平成31年度6月会議	不妊・不育症支援について
	令和元年度6月会議	不妊症治療支援について（LINEサポート、精子セルフチェックキット）
	令和4年度2月会議	出産・子育て応援交付金支給事業の実施について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	09-02-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	新生児聴覚検査		部課名	健康部健康推進課		課長名	田久保	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-02-10	新生児聴覚検査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	母子保健法第12・13条 国通知「新生児聴覚検査の実施について」（H19・1）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内		☒ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とする。							
対象者等	荒川区内に居住する者の子で、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）の乳児							
内容	・ 交付方法 : 妊娠届出時に受診票を交付。 ・ 受診方法 : 協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） ・ 検査内容 : 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または耳音響放射検査（OAE） ・ 委託料の支払 : 毎月協力医療機関から医師会を経由して、東京都国民健康保険団体連合会から委託料の請求があり、請求に基づき支払をする。 ・ 委託単価については、東京都・特別区・市・町村・東京都医師会の連絡協議会により決定される。							
経過	平成31年4月1日 事業開始							
必要性	新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う上で、実施の必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 都医師会及び東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成率（%）	50	52	59	70	90	受診者数／出生数	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		聴覚障害は早期に適切な援助を開始することによって、コミュニケーションの形成や言語の面で大きな効果が得られることから早期発見が重要であるため、推進する。				

(単位：千円)問題点・課題

物件費の内訳は、委託料3,698千円である。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	妊婦後期のアンケート面接がスタートする際に、聴覚検査の受診を勧める情報提供を行う。			検査費用助成について、母子手帳交付の際に説明し、妊娠後期でも情報を同封し、新生児訪問では検査の実施の有無を確認している。			引続き聴覚検査受診の勧奨を行うとともに、再検査となった場合に、早期に検査受診の勧奨や医療機関の提案を行う。		
②									
③									
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		